

# 学校総合防災マニュアル

《 三 訂 版 》

— 安全と安心をより確かなものに —

液状化の校庭



傾く電柱



地域のマンションへの避難訓練

平成 27 年 4 月

千葉市教育委員会

# 学校総合防災マニュアル（三訂版）

## 第Ⅰ部 総論

- 第1節 学校防災体制の整備
- 第2節 情報伝達体制
- 第3節 勤務時間外の教職員配備体制
- 第4節 保護者への協力依頼



液状化により傾いた電柱（美浜区）

# 学校総合防災マニュアル（三訂版）

## 第Ⅱ部 地震・津波対策

- 第1節 日常の地震・津波対策
- 第2節 大規模地震時の初期対応
- 第3節 東海地震への対応



津波を想定した避難訓練（美浜区）

## 学校総合防災マニュアル（三訂版）

### 第Ⅲ部 風水害対策

- 第1節 日常の風水害対策
- 第2節 風水害時の初期対応
- 第3節 風水害時の児童生徒の措置

### 第Ⅳ部 その他の災害対策



増水が校舎に迫る（稲毛区）

学校総合防災マニュアル（三訂版）

## 第Ⅴ部 学校の避難所対応

- 第1節 避難所運営への協力
- 第2節 学校再開に向けた対応
- 第3節 災害時の心のケア

学校総合防災マニュアル（三訂版）

## 参考資料・報告書様式

まず、平常時の学校防災体制の確立を！

災害時に児童生徒や教職員の生命の安全を守るためには、平常時からの準備が重要です。学校の防災体制についても同様です。地震・風水害・大規模事故などの非常変災時に、学校職員だけでなく児童生徒も含めて適切に行動できるようにするためには、平常時から防災体制や防災教育、施設管理について万全の組織と計画を作っておくことが重要です。

### 1 学校防災委員会（仮称）の設置・・・平常時設置

《おもな役割》

- 学校防災に関する計画の策定
- 防災教育、防災訓練の企画・実施
- 教職員の防災研修の企画・実施
- 日常的な施設、設備の点検
- 区役所、教育委員会、避難所運営委員会等との連絡調整や日常連携の窓口

《構成》（例）

- 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・安全主任・事務職員・養護教諭・技能員等で構成

《活動》

- 役割の達成のため、平常時に活動

千葉市立〇〇小学校防災委員会（仮称）

委員長（校長）

業務	業務の内容	担当者
総務	校内防災体制の見直し、区役所や教育委員会への連絡方法の確認、保護者や地域への連絡方法の確認、各担当業務の調整	
安全管理	消火器等の防災施設設備・その他校内施設設備の日常点検、通学路の安全点検	
防災教育	防災教育の年間指導計画立案、防災訓練の企画・実施	
救急救護	応急手当や防災用具使用法についての職員研修の企画・実施、子どもや教職員の心のケア対策	

#### ★★重要ポイント

- ※委員会の名称は各学校の既存の防災計画や消防計画等に合わせて変更可能です。
- ※各学校の教職員構成や実態に応じて組織してください。
- ※各学校の自衛消防組織や既存の校内委員会（企画委員会や学校安全委員会）等と関連付けて設置してください。
- ※重要なことは、業務内容に示したことが各学校の実態に合わせ、日常的に進められることです。
- ※各学校の防災担当だけに任せずに、管理職をはじめ、各担当で組織することが重要です。

### 2 学校防災計画の作成

- 本マニュアルをもとに、学校や地域の実情に即した学校防災計画を年度当初に作成する。
- 学校防災計画に基づいた訓練を繰り返し、課題を明確にするとともに、改善を図る。

3 学校防災対策本部（仮称）の設置  
 ……非常変災時に設置

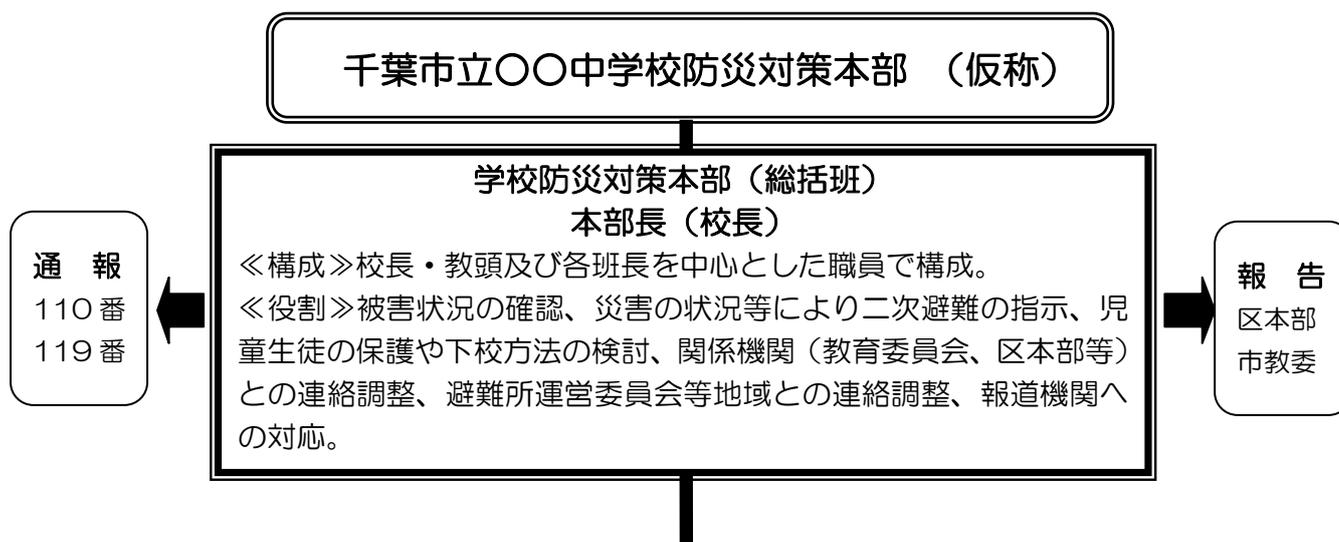
非常時は全ての教職員による組織体制で！

《おもな役割》

- 校内における児童生徒、教職員の安全確保のために必要な措置を講ずる。
- 保護者に適切な連絡をとる。
- 市教委等の関係機関や区災害対策本部等との連絡をとる。
- 学校が避難所になった場合、適切な支援を行う。

《構成》

- 全教職員で構成する。○学年配当や校務分掌等を考慮し、全教職員を班編成する。
- 勤務時間外の教職員配備体制を確立する。



<b>避難誘導・安否確認班</b>	○地震災害では、揺れがおさまった直後に活動を開始し、児童生徒の安全確保、安否確認、負傷者の有無及びその規模の推定を行うとともに、避難の必要性を判断し、第一次避難場所へ避難誘導する。 ○避難後、児童生徒の安否を確認し、総括班に報告する。 ○安全確認した児童生徒は名簿等によりチェックする。 ○児童生徒の保護者への引き渡しを安全確実に実施する。 ○休日・時間外等の場合は、教育活動の再開に向け、児童生徒・教職員の家族の被災状況や安否を確認する。	班長 班員
<b>保護者連絡班</b>	○災害時における児童生徒の下校に関する学校の措置について、保護者に連絡する。	班長 班員
<b>消火・安全点検班</b>	○災害により火災が発生した場合は初期消火を試みる。 ○校内の被害状況の点検と安全確認、ライフライン等の確認を行う。 ○地震災害等の場合は、校内や学校近隣、通学路の安全点検を行う。 ○二次災害等の防止に向け必要な措置を講ずる。	班長 班員
<b>救出・救急医療班</b>	○建物被害や又は備品等の転倒に巻き込まれた者の救出にあたる。 ○避難誘導・安否確認班と連携をとり、負傷した児童生徒・教職員や校内に運び込まれた負傷者の保護に努める。 ○必要に応じて医療機関等と連絡をとる。	班長 班員
<b>避難所支援班</b>	○学校が避難所になった場合、避難所として円滑に運営されるよう、避難所担当職員や避難所運営委員会と協力しながら支援にあたる。	班長 班員

## 第I部 総論

### ★★学校防災体制整備についてのQ&A

□Q 私の学校では、防火管理体制として、全職員で構成する常設の「防火対策委員会」があり、緊急時には緊急委員会を設置して災害対策にあたることとなっています。このマニュアルの「学校防災委員会」や「学校災害対策本部」との関係はどうなりますか？

■A 緊急時の「防火対策委員会」がこのマニュアルの「学校災害対策本部」にあたります。それぞれの班構成と業務内容を照合し、「総括班」と「避難所支援班」をはじめ、不足している業務の班の設置を検討してください。常設の「防火委員会」がこのマニュアルの「学校防災委員会」にあたりますが、役割分担は各種計画の見直しや企画に即しており、人数を絞った形の方が運営しやすいと思います。

□Q 小規模校なので、「総括班」など6つも班を作れないのですが？

■A 災害発生時の職員の動きを想定し、班を統合することも可能です。例えば、「避難誘導・安否確認班」は、児童生徒の避難誘導、安否確認の後、保護者への連絡業務につくことが可能だと思われるので、「保護者連絡班」とは統合可能です。他にも統合可能な班があると思います。学校の実態に合わせてご検討ください。

□Q 「避難所支援班」を各学校におくのは、どんな理由からですか。

■A 千葉市の地域防災計画では、教職員の避難所対応として、児童生徒の在籍の有無にかかわらず、学校が避難所として開設される場合に備え、初動においては、あらかじめ、各学校に初動体制に対応する教職員を決めておき対応を図ると定められています。また、教職員は、避難所の運営が軌道に乗るまでの期間においては、児童生徒に関する業務、本務に支障のない範囲内で避難所の運営業務等を行うとされています。学校が避難所となった場合、避難所運営にあたる市の職員が到着するまでの間や避難所運営が軌道に乗るまでの期間、学校職員の一部が避難所運営の支援をすることが必要であるからです。

□Q 災害時ではない平常時に「学校防災委員会」を設置するのはなぜですか。

■A 学校防災体制は日頃からの準備や見直しが必要だからです。災害に備えて、防災計画や防災訓練の実施、救急・救護、施設設備の点検整備などが必要ですが、それらにかかわる教職員が情報交換や協議をしながら、防災体制の整備充実を進めることが大切です。防災担当や安全主任に任せきりにせず、かかわる教職員の協力で、各学校の防災計画を見直しましょう。

□Q 避難所運営委員会とはどんなものですか？

■A 市の地域防災計画に基づき、避難所の開設や運営は、避難所に派遣される市の職員と避難所に指定されている施設等の管理者や職員によって進められてきました。

しかしながら、東日本大震災のように大規模な災害時には、避難所派遣職員の到着の遅れや、到着できないといった事態も予想されます。また、夜間等に災害発生した場合は、学校等の避難所に指定されている施設の職員も不在であるため、避難所の開設や運営に大きな支障が出るのが予想されます。避難所の開設や運営には、避難者となる地域住民等による自らの活動がこれまで以上に重要となります。

そこで、避難所ごとに、事前に地域の「町内・自治会」、「自主防災会」等が、避難所担当職員や施設管理者等と話し合い、避難所の開設や運営がより円滑に進むよう必要事項を協議しておくことが必要です。この協議組織が「避難所運営委員会」です。

学校としては、施設の管理者として、また、災害後の教育活動の早期再開に向けて、「避難所運営委員会」の設立に向け、積極的に取り組むことが求められます。地域の関係団体役員等との日常的な連携強化が重要です。

# 第I部 総論

## 第2節 情報伝達体制

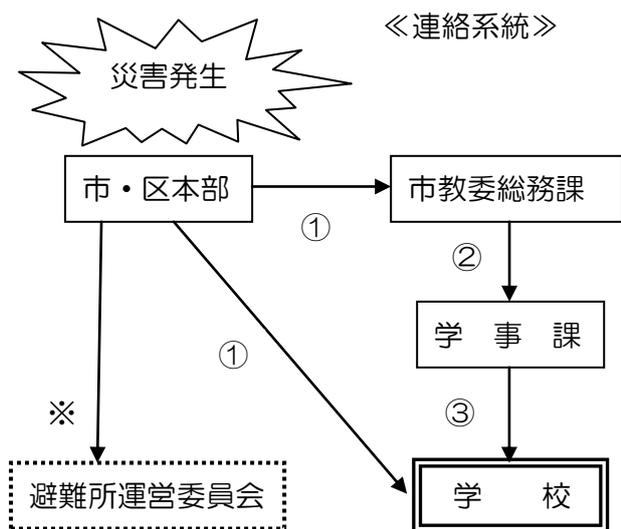
### 学校や教職員への連絡は？

#### 1 学校や教職員への情報伝達体制

東日本大震災では、電話やメールなどの情報網が混乱し、市や区の災害対策本部や教育委員会からの情報が適切に供給されず、各学校が孤立した状況となりました。このような情報等が学校に適切に供給されなければ、各学校におけるその後の対応や災害後の学校再開に向けた対応も円滑に進みません。ここでは、主に市・区災害対策本部や教育委員会から学校への情報伝達について整理しました。

##### (1) 避難所開設についての連絡系統

学校が避難所となる場合の基本的な情報伝達系統については、概ね次のようになります。



- ① 避難所開設については、市や区の災害対策本部から直接学校に連絡があり、協議の上開設するのが基本です。ただし、夜間や突発的な災害の場合、施設管理責任者の判断で避難所開設の準備をすることができます。また、市や区の災害対策本部から教育委員会にも連絡します。
- ② 総務課から学事課に連絡します。
- ③ 学事課から各学校に避難所開設の連絡をします。

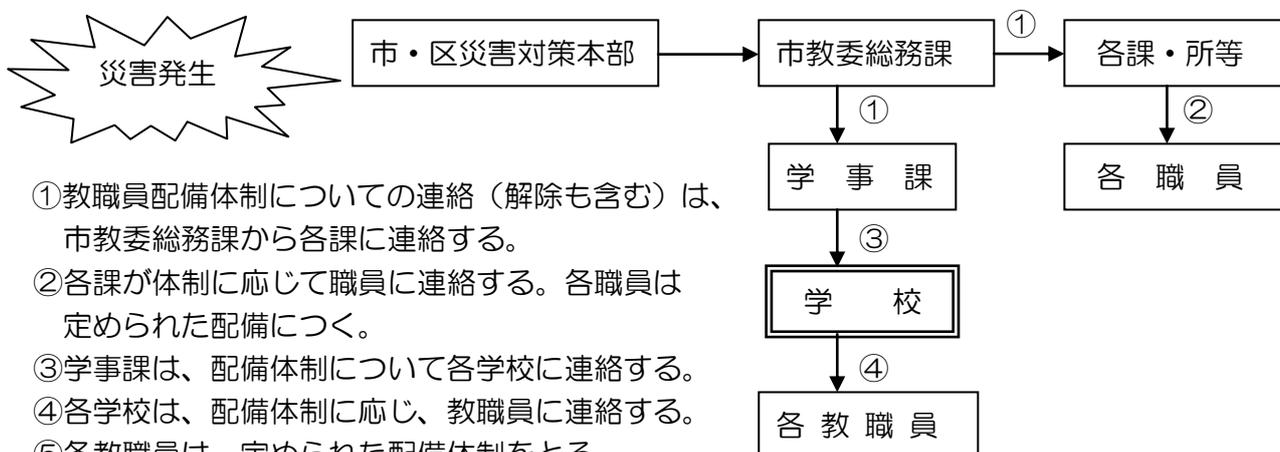
※災害の状況や避難者の状況等により、市内の多くの避難所を一斉に開設する場合、この系統によらない場合があります。

※避難所運営委員会が設置されているなど、校長等学校職員以外も避難所施設の鍵を管理している場合は、そちらにも連絡します。

##### (2) 教職員配備についての連絡系統

災害発生直後に、児童生徒の安否確認や施設設備の被害状況の確認、市や区の災害対策本部等との連絡体制を確実にするために、学校教職員の初動体制を整備します。(第I部 第3節参照) 学校には、市の災害対策本部の設置状況や職員配備体制にいて次のように情報が伝えられます。

「<<連絡系統>> ※非常時にはこの系統によらない場合もあります。」



- ①教職員配備体制についての連絡（解除も含む）は、市教委総務課から各課に連絡する。
- ②各課が体制に応じて職員に連絡する。各職員は定められた配備につく。
- ③学事課は、配備体制について各学校に連絡する。
- ④各学校は、配備体制に応じ、教職員に連絡する。
- ⑤各教職員は、定められた配備体制をとる。

(※次ページ(4)参照)

第 I 部 総論

(3) 学校への情報伝達手段

- 学校への連絡については、基本的に学事課から行うものとします。
- 休日・勤務時間外については、施設管理者である校長に連絡します。
- 学校への連絡については次表のような方法の内、利用可能な方法で行うこととします。見落とし等による連絡不徹底を防ぐため、なるべく文書やデータ等送信が記録に残る伝達手段を優先的に利用します。

※災害時等の市の災害対策本部設置や職員配備の状況はCHAINSで配信されています。台風の接近時や地震発生時などには、情報の見落としのないように注意してください。

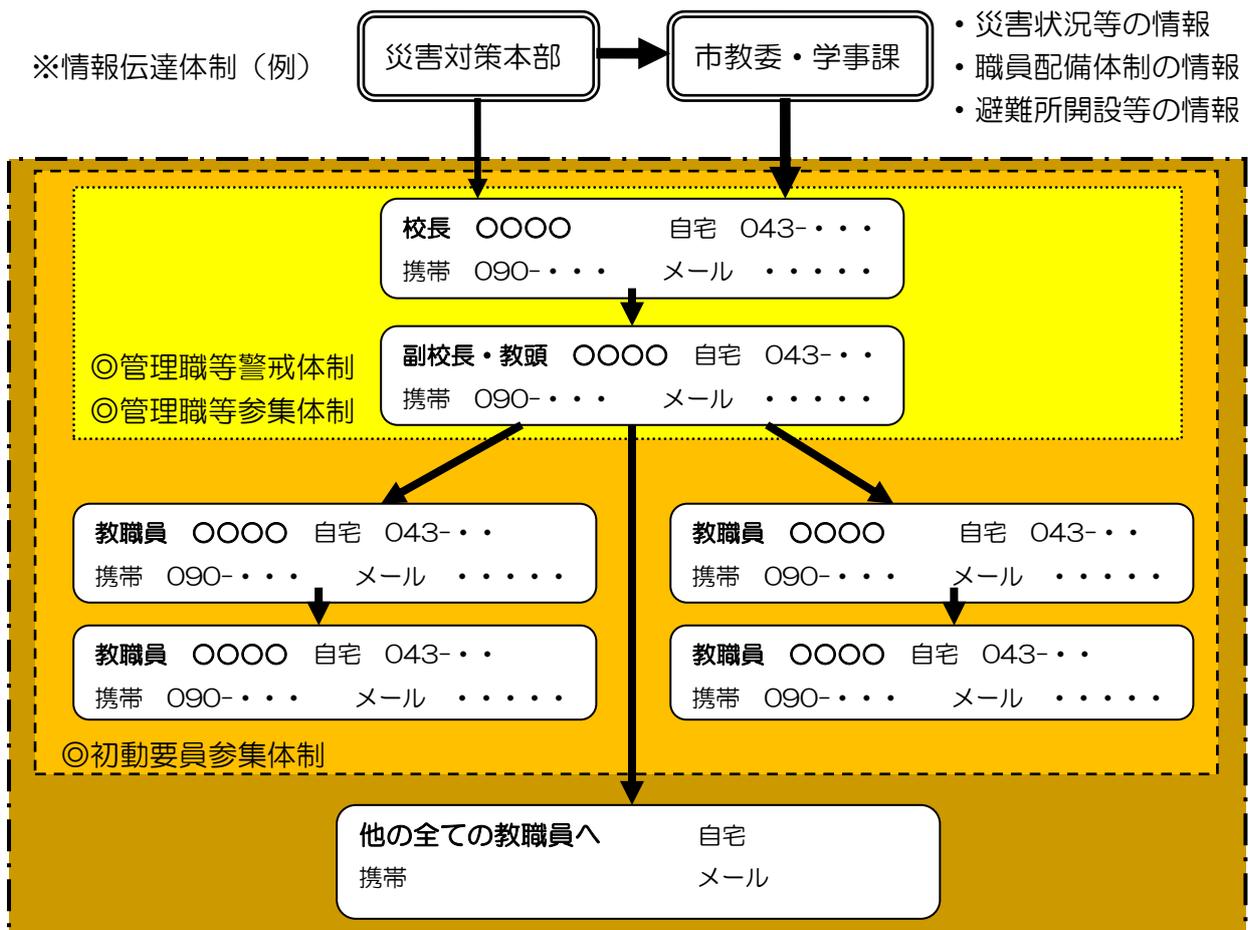
	市教委が停電でない時	市教委が停電の時
平日・勤務時間内	FAX（個別・一斉送信） CHAINS（個別・一斉送信） 校長連絡メール 固定電話（個別・校長会連絡網） 災害用固定電話型PHS	防災無線（個別通話・メール送信） 固定電話（個別・校長会連絡網） 災害用固定電話型PHS
休日・勤務時間外	固定電話（個別・校長会連絡網） 校長連絡メール 災害用固定電話型PHS	災害用固定電話型PHS

(4) 教職員への情報伝達体制

※情報伝達体制（例）

（情報の内容）

- 災害状況等の情報
- 職員配備体制の情報
- 避難所開設等の情報



★★重要ポイント

- 教職員連絡網は、上記を参考に配備体制に合わせて作ることが大切です。
- 固定電話、携帯電話、携帯メールなど複数の伝達手段で作成しておきます。

非常時や非常時が予想される場合、保護者への連絡が大変重要です。東日本大震災では、長時間の通信混乱が発生しました。学校では、災害の状況に応じて、複数の情報伝達手段の中から、利用可能でかつ有効な情報伝達手段を選び、できれば複数の手段により、全ての保護者に連絡することが重要です。

### ★利用可能な情報伝達手段と特徴

手段	利点	留意点
文書	○全家庭に情報が届く。 ○文字情報で確実性が高い。	△急激な状況変化に対応しにくい。
電話連絡網	○全家庭に情報が届く。 ○日本語が読めない保護者やメールをしない保護者には有効。	△留守家庭等が多く、情報が遅れたり、届かない場合もある。 △口頭伝達であり、間違いが起こることもある。 △災害時に電話不通があり得る。
携帯連絡メール等	○文字情報で確実性が高い。 ○短時間で登録者全員に情報が伝わる。 ○災害状況の変化に応じて、発信できる。	△登録は保護者の任意である。 △災害時には遅達や不達があり得る。 △毎年更新が必要。登録時等に通信料が発生する。 △送信エラー処理など学校での日常的な管理が必要となる。
ホームページ	○文字情報で確実性が高い。 ○災害状況の変化に応じて発信できる。 ○伝えたい情報を短時間で表示できる。 ○保護者主体で情報を得られる。 ○災害時等にも比較的安定して情報を提供できる。	△携帯対応のHPの作成が必要。 △停電時には更新や閲覧ができない。 △見られる環境の保護者に限定される。 △保護者が閲覧する際に、接続料が発生する。
災害用伝言ダイヤル171	○災害状況の変化に応じて発信できる。 ○災害時等に通信網が混乱しても比較的安定して情報を得られる。 ○保護者主体で情報を得られる。	△災害の程度では、設置されない場合がある。 △保護者への利用方法等の周知が必要。
町内会等の回覧板・掲示板	○地域の人も含めて情報伝達可能 学校再開情報等には有効。	△周知に時間がかかる。

#### ★★重要ポイント

※不審者情報などの地域情報を保護者に伝達する手段として携帯連絡メールは、実績をあげています。しかしながら、携帯連絡メールだけに頼りすぎることは危険です。伝える情報の緊急度等によっていくつかの手段を組み合わせ、もれなく伝えることが重要です。

※近隣の保育所（園）・幼稚園・子どもルームにも情報提供を！

災害時の児童生徒の下校についてなど、情報の共有が重要です。普段から必要に応じて情報交換することが災害時の保護者の安心にもつながります。



### 携帯連絡メール

概要：緊急時や非常時に、学校から保護者等に必要な情報を電子メールにより一斉送信する。

内容：悪質な不審者情報、災害時の児童生徒の安全に関する情報、学校行事の開催予定等に関する情報等を送信。

備考：保護者等の登録は任意。年度更新が必要。登録や利用に際してパケット通信料が発生する。大規模災害等により通信混乱がおこった場合など遅延や不達があり得る。全家庭が登録していなければ、電話連絡や文書連絡との併用が必要。また、送信エラーの定期的な管理が必要。(CHAINS 全庁フォルダ 学事課内 「千葉市学校連絡メール配信事業実施要領」参照)

### 学校 HP を利用した情報発信



概要：学校ホームページに携帯電話に対応したページを作り、そこに緊急時の情報を文字で掲載する。あらかじめ保護者に QR コードを配布し、携帯電話への登録を依頼する。非常時に保護者が、学校 HP 上の携帯対応ページにアクセスし、必要な情報を得る。学校 HP は校長の許可で更新可能。

備考：学校 HP のトップページに緊急情報を載せることも可能であるが、写真等の情報量が多く、保護者の通信料が高額となる。また、不特定多数に非常時の情報を公開することとなりリスクが大きい。

### 災害用伝言ダイヤル 171

目的：大規模災害時の安否確認のための情報提供

概要：被災地以外の施設を利用し、固定電話から安否情報を録音・再生できる。

震度 6 以上であれば災害後 30 分程度で設置、5 強以下であれば、NTT の判断で設置。台風等の風水害でも設置実績がある。

方法：1 伝言 30 秒以内、48 時間保存 (自動消去)

料金：伝言登録・伝言再生時の通話料のみ発生

備考：保護者に事前に利用方法等や学校の電話番号を伝えておく必要がある。詳しくは、NTT のホームページ参照

《録音や再生の方法》

○学校が伝言を録音するとき (学校の固定電話から次の手順で)

171→1→(市外局番・学校の固定電話の番号)→録音(30 秒以内)

※30 秒ですので、事前に録音内容を文章化し、確認の上、録音します。

○保護者が録音を聞く場合 (固定電話・公衆電話から次のような手順で)

171→2→(市外局番・学校の固定電話の番号)→再生



1 大地震発生時や津波警報等・東海地震に関する情報発表時における教職員配備体制

勤務時間外に災害等が発生した場合や東海地震に関する情報が発表された場合、児童生徒の安否確認や施設設備被害状況の確認等のため、災害時の初動体制を整備します。

基本的に市の災害本部による市職員の配備体制に合わせて整備します。

体制	種別	地域防災計画上の配備基準	教職員の配備体制	備考
災害警戒	第 1 配備	1 市域に震度 4 の地震発生 2 その他市長が認めたとき		
本部設置	第 2 配備	1 市域に震度 5 弱の地震発生、又は気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表したとき 2 気象庁が東海地震注意情報を発表したとき	<b>管理職等警戒体制(※1)</b> ●連絡により上位の配備体制へ移行 ○管理職間の連絡体制確認 ○市教委や区本部との連絡体制の確認	(※1 警戒体制) 管理職間の連絡がとれ、連絡があれば職場参集できる体制
災害対策本部	第 3 配備	1 市域に震度 5 強の地震発生 2 気象庁が東京湾内湾に大津波警報を発表したとき 3 気象庁が東海地震予知情報を発表したとき、又は警戒宣言発令の報をうけたとき 4 地震及び津波により局地災害が発生、又は津波により大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき	<b>管理職等参集(※2) (自動参集)</b> ●災害の状況に応じて初動要員を招集 ●津波対象地域(※3)の学校では「津波警報」以上発表中は原則、参集せず待機。 ○管理職間の連絡体制確認 ○市教委や区本部との連絡体制の確認 ○初動要員への連絡体制の確認	(※2 管理職等) 校長・副校長・教頭 または、代わる者 (※3)美浜区全域・中央区・花見川区・稲毛区の沿岸地域
部設置	第 4 配備	1 市域に震度 6 弱の地震発生 2 地震・津波等により市域に相当規模の災害が発生、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき	<b>初動要員参集(※4) (自動参集)</b> ●災害の状況に応じて職員を追加招集 ○管理職間の連絡体制確認 ○市教委や区本部との連絡体制の確認 ○初動要員への連絡体制の確認 ○全ての教職員への連絡体制の確認	(※4 初動要員) 管理職等含め、各校 4~6 名、市費職員の指定も可 <b>※避難所担当職員(直近要員) 自動参集</b>

※各学校は、上の表に基づき、災害の程度に応じた時間外における教職員の参集体制を整備します。毎年度始めに「勤務時間外の災害における教職員配備体制整備報告書」により、報告します。

※各配備体制については、市教委等から校長等に連絡がなくても、基準となる情報（震度・津波・東海地震に関する情報）を得た段階で職場参集をお願いします。各学校では、配備体制ごとに連絡網（電話・メール等）を整備し、メンバー間の連絡をお願いします。

※教職員は、災害発生時等には自ら積極的に災害情報等を得るように努めることが重要です。

## 第I部 総論

### 2 風水害時における教職員の配備体制

勤務時間外に風水害が発生した場合に備え、初動体制を整備します。地震による場合と違い、配備体制の発表はある程度予測できます。それぞれの配備体制に対応する職員は、気象情報等に留意が必要です。

	種別	地域防災計画上の配備基準	教職員の配備体制	備考
災害警戒本部設置	初期配備	市民局長が、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるとき		
	注意配備	市域に次の注意報が1以上発表され、市長が必要と認めるとき (1)大雨注意報 (2)高潮注意報 (3)洪水注意報		
	警戒配備	市域に次の警報が1以上発表され、市長が必要と認めるとき (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)高潮警報 (4)洪水警報	<b>管理職等警戒体制(※1)</b> ●連絡により上位の配備体制へ移行 ○管理職間の連絡体制確認 ○市教委や区本部との連絡体制の確認	(※1 警戒体制) 管理職間の連絡がとれ、連絡があれば職場参集できる体制
災害対策本部の配備	第1配備	1 市域(区域)に局地的災害が発生したとき 2 市域(区域)に局地的災害が予測されるとき 3 その他状況により本部長(区本部長)が必要と認めるとき	<b>管理職等参集(※2)</b> ●災害の状況に応じて初動要員を召集 ○管理職間の連絡体制確認 ○市教委や区本部との連絡体制の確認 ○初動要員への連絡体制の確認	(※2 管理職等) 校長・教頭・副校長 または、代わる者
	第2配備	1 複数区(地域)に災害が発生したとき 2 複数区(地域)に災害が予測されるとき 3 その他状況により本部長(区本部長)が必要と認めるとき	<b>初動要員参集(※3)</b> ●災害の状況に応じて職員を追加召集 ○管理職間の連絡体制確認 ○市教委や区本部との連絡体制の確認 ○初動要員への連絡体制の確認 ○全ての教職員への連絡体制の確認	(※3 初動要員) 管理職等を含め、各校4~6名、市職員の指定も可
	第3配備	1 全市(区)域に災害が拡大し、第2配備体制では対処できないとき 2 その他の状況により本部長(区本部長)が必要と認めるとき	<b>初動要員(※3)参集</b> ●災害の状況に応じて職員を追加召集 ○管理職間の連絡体制確認 ○市教委や区本部との連絡体制の確認 ○初動要員への連絡体制の確認 ○全ての教職員への連絡体制の確認	

※風水害時の教職員配備体制については、勤務時間外では、市職員の配備体制や市域での災害発生状況について把握できにくい状況であるため、基本的に市教委等から校長への連絡により参集することとなります。

※各学校では、配備体制ごとに連絡網(電話・メール等)を整備し、メンバー間の連絡をお願いします。

※教職員は、災害発生時等には自ら積極的に災害情報等を得るように努めることが重要です。

## 第I部 総論

### 第4節 保護者への協力依頼

#### 保護者にも協力をお願いする事

防災体制の確立には、保護者の協力が不可欠です。PTAや保護者会でも課題として協議を進め、協力していただけるようにすることが大切です。

##### (情報提供の依頼)

- 災害時に地域の被害状況や通学路の状況等について、学校への情報提供を依頼する。

##### (登下校中の安全についての協力依頼)

- ①通学路の安全点検について、家庭でも児童生徒と話しあう。
  - 児童生徒の通学路や通学経路の危険箇所の確認
  - 通学路や通学経路周辺の避難所や避難場所の確認
  - 急傾斜地、河川、水路、池、港湾等の危険箇所の確認
- ②登下校中に災害が発生した場合の対応について、家庭でも児童生徒と話し合う。
  - 登下校中地震などが発生した場合、学校に行くか、自宅に帰るかを判断する基準を示す。  
(〇〇公園まで・・・等、低学年児童ほど具体的な目印を示すことが大切です。)
  - 登下校の途中に、公共施設(避難所・津波避難ビル)がある場合は、そこに逃げることを確認する。

##### (情報の伝達についての依頼)

- 携帯連絡メールへの登録

災害等の非常時や緊急時に学校から保護者へ必要な情報を素早く伝達するために、千葉市学校連絡メール(携帯連絡メール)事業を進めています。なるべく多くの保護者の登録を依頼します。

(年度更新や費用負担、送信内容などについて十分な保護者周知が必要です。詳しくは「千葉市学校連絡メール配信事業実施要領」を参照のこと。)

- 保護者間の連絡への協力

電話連絡網や携帯連絡メールもありますが、大規模災害時には使えない場合や不測の遅配の可能性もあります。学校で児童を保護し、引き渡し下校しているなどという情報などを得たら、他の保護者にも教えていただき、一緒に学校に迎えに来るなどの協力をお願いしておきます。

##### (訓練・防災教育への参加依頼)

- 地域で開かれる防災講演会や防災イベント、防災訓練等への参加を促しましょう。東日本大震災でも、地域で開催され防災訓練での経験が生き、被害を免れた例があります。
- 非常時にどう備えるか家庭でも十分相談するようお願いしましょう。(非常時の家族の参集場所、市の地域防災計画では、各家庭、3日分の備蓄をお願いしています。)
- 児童生徒の確実な引き渡しのため、引き渡しカードの作成をお願いしましょう。
- 保護者が帰宅困難となる場合もあります。その場合は、長時間、児童生徒を保護することとなります。双方の了解のもと、保護者にかわって児童生徒を引き取ってもらえる友人・知人を探してもらおうよう依頼しましょう。



## 第Ⅱ部 地震・津波対策

### 第1節 日常の地震・津波対策

#### 1 学校施設の安全管理

##### (1) 学校施設の安全点検

###### ① 定期的な校舎の安全点検の実施

ア 安全点検カード等を利用し、毎月1回は安全点検を行う。

イ 不備・不具合は、放置せず、早期に修繕・交換する。

###### ② 転倒物、重量物等の転倒防止対策

ア 教室の点検（テレビ、電子黒板、スクリーン、棚、ロッカー上の荷物 等）

イ 廊下や階段の点検（掲示物、展示物、電灯 等）

ウ 職員室の点検（戸棚、パソコン、書庫 等）

エ 灯油や薬品等の保管場所の点検

##### (2) 学校施設設備の状況の整理

ア ライフライン関係図面（水道配管図・電気配線図・ガス配管図）の整理、定位置確認

##### (3) 生活用水、防火用水の確保

ア プールの水を満水にしておく。→いざという時の生活用水に

##### (4) 校内放送ができない場合（停電等で）の準備

ア ハンドマイク（複数）を常時使えるよう点検を行う。

##### (5) 防災地図（ハザードマップ）等による地域の実態把握

###### ① 通学路や地域の危険箇所を把握する。

ア 倒壊するおそれのあるもの〈ブロック塀、自動販売機、石灯笼等〉

イ 落下するおそれのあるもの〈広告、看板等〉

ウ 浸水するおそれのある場所〈河川・用水路流域等〉

※ 児童生徒が通学路や学区の危険な場所について調べ、防災マップづくりをするとよい。

###### ② 学区の災害リスクを把握する。（Ⅱ-4 参照）

ア 地理的環境から

・埋立地→液状化災害のリスク、東京湾沿岸地域では津波災害のリスク

・低地→地震による建物倒壊のリスク、東京湾沿岸地域では津波災害のリスク

・急傾斜地・崖→地震による土砂崩壊のリスク

イ 周辺の住宅等の環境から

・木造住宅の密集→災害時火災延焼のリスク

・高層建築→災害時倒壊やガラス落下等のリスク

ウ 近隣施設等の環境から

・ターミナル駅に近い→災害時の交通遮断等による帰宅困難者の集中

###### ③ 広域避難場所までの経路や道順の確認

#### 〈準備しておくもの〉

名簿関係（児童生徒名簿、引き渡しカード、PTA役員一覧、近隣教育機関等の連絡先一覧）

避難経路図

ハザードマップ（危険地区の記載されているもの）

ハンドマイク  立入禁止の張り紙、トラロープ、ガムテープ等

水・食糧  懐中電灯・電池  救急薬品  ラジオ

避難者受入用品（避難者名簿、毛布、備蓄食糧、飲料水等）

ヘルメット、軍手、折りたたみ水タンク等

## 第Ⅱ部 地震・津波対策

### 2 避難訓練・防災教育の充実

#### (1) 避難訓練

避難訓練は、年間を通して教育課程の中に位置付け、児童生徒が目的を理解しながら行うことが重要である。また、通常の避難訓練に加え、引き渡しを兼ねた訓練や避難場所を考慮した訓練など、より実践的な訓練を行い、児童生徒が危機を回避する能力を養うと共に、教職員の判断力やリーダーシップを育てることも必要である。

なお、避難訓練を実施する場合には、学校や地域の実態を考慮し、あらかじめ関係者への連絡を徹底した上で行うようにすることが重要である。

#### 【より実践的な避難訓練】

##### □保護者への引き渡しを兼ねた訓練

- 1) 保護者にあらかじめ連絡を行った上で、避難訓練の後に保護者への引き渡しを行う。その際に、引き渡しカードにあらかじめ記載された人物（保護者や保護者が指名した人）を確認の上で引き渡す。
- 2) 連絡については、事前の連絡以外に、当日、メールや電話など、学校ごとに定めた方法で実際に連絡を行ってみるなど、災害発生時に生かせる取組となるよう配慮する。

##### □避難場所を考慮した訓練

- 1) 津波の発生や津波・大津波警報の発表を想定し、従来の校庭ではなく、校舎の3階以上や屋上、近隣の高台等に避難する。（美浜区や中央・花見川・稲毛区の沿岸や河川流域の学校）

#### 《美浜区 海浜打瀬小学校の実践》

・大津波警報が発表されたことを想定し、近隣のマンションと連携をとり、安全確認・連絡誘導等の協力を得ながら、マンションの中・高層階への避難訓練を行った。

- 2) 液状化現象により校庭に避難することが困難である場合を想定した訓練を実施する。

- ①耐震強度が十分であると考えられる体育館へ避難する。
- ②耐震強度が十分であると考えられる校舎内で、特定の場所（特別教室や廊下等）へ避難する。
- ③学校近辺の地盤が安定した場所（公園や駐車場等・・・あらかじめ避難することを連絡した上で）へ避難する。

#### 《美浜区 旧磯辺第一中学校の実践》

・避難時に、校庭が液状化を起こしていることを想定し、体育館前の液状化していないアスファルト部分に避難をした。  
・その後、大津波警報が発表されたことを想定し、生徒全員が校舎屋上へ避難した。

##### □避難訓練の時間や、児童生徒の活動場所を考慮した訓練（ブラインド型の避難訓練）

- 1) 休み時間など、児童生徒の居場所が不特定な状況から避難する。

※あらかじめ訓練の注意点を児童生徒に周知しておくこと。

※教職員の動きを全員で共通理解し、役割を分担するとともに、児童生徒が安全に避難できるように考慮すること。

- 2) 児童生徒の防災意識を高めるため、日頃から短時間でできる避難訓練を実施する。

#### ＜実施例＞

- ・学校内に計画的に教職員を配置し、児童生徒の動きを見守る。
- ・休み時間等に全校放送により、訓練地震の発生を知らせ、安全確保行動をとるよう指示する。  
※教室でない場合は、落下物の危険性がある場所から離れる、転倒の危険性のある場所から離れる、身を低くし安全を確保する等を行う。
- ・安全確保行動が終わった段階で体育館に移動し、人員確認を行う。
- ・安全確保行動の状況、避難行動を兼ねた体育館への移動の状況を反省し、次に活かすとともに

## 第Ⅱ部 地震・津波対策

に、地震は教室で授業を受けているとき以外にも発生する可能性があり、日常の取組が大切であることなどを指導する。

□訓練実施の想定をより厳しくした訓練を実施し、災害に対する実践力を付ける。

＜実施例＞

- ・停電で校内放送等が使えない想定での訓練、校長等の不在を想定した訓練（指揮系統の確認）  
児童生徒にけが人が出た想定での訓練等様々な想定での訓練

□地域と連携した避難訓練

1) 近隣の施設や保育所（園）・幼稚園等と連携して訓練を実施する。

《稲毛区 あやめ台小学校の実践》

- ・学校近くの〈いきいきセンター（高齢者健康増進施設）〉と合同で避難訓練を実施した。

《若葉区 坂月小学校の実践》

- ・敷地に隣接する保育所と連携し、避難開始に合わせてお互いが小学校の校庭に避難する訓練を実施した。

《中央区 末広中学校の実践》

- ・大津波警報発表を想定し、高台にある葛城中学校を避難場所とするよう連携を図り、避難訓練を実施した。

2) 通常の避難訓練後、教職員の他に、保護者、育成委員会、セーフティウォッチャー等の協力を得るなどして、通学路の安全確認を行う。

3) 消防署等と連携した地域住民参加型の防災訓練に参加する。初期消火活動や煙体験、AEDの正しい使い方等、災害発生時に役立つ知識を体験を通して身に付ける。

《中央区 葛城中学校の実践》

- ・自治会主催の防災訓練に参加し、避難所運営のボランティア（避難所での名簿づくり）や煙体験、起震車体験などを経験した。

### （2）防災教育

□「学校総合防災マニュアル」を効果的に活用する。

- 1) 校内研修、避難訓練、年度始めの職員会議等で活用し、共通理解を図る。
- 2) 避難訓練では、初期避難から避難経路の確認、避難上の注意を確認するとともに、津波や液状化現象に対応した避難、保護者への引き渡し等、様々な状況への対応の参考とする。
- 3) 学校・学年だより等で保護者へ連絡したり協力を仰いだりする場合の、防災の基本的な考え方として活用する。

□各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等学校教育活動全体を通し、防災教育を行う。

- 1) 自ら危険を回避できるよう、様々な状況のもとでの対処法を考え行動できるようにする。
- 2) 災害時に、お互いに助け合いながら困難な状況に立ち向かおうとする姿勢や態度を身に付けさせる。
- 3) 災害を未然に防ぐことの大切さを理解させる。
- 4) 防災教育を通じて、児童生徒の地域とのかかわりや地域貢献への意識が育つよう配慮する。

□計画的な防災体制を作り上げる。

- 1) 学校の実態に合わせた防災計画を作成し、教職員の役割分担を明確にするとともに、年度始めに確実に共通理解を図る。
- 2) 学校安全計画を作成し、各教科、道徳、特別活動等、教育活動全体で安全教育を推進する。
- 3) 通学路の安全を確保し、危険箇所から安全に避難できるよう、児童生徒の手でハザードマップを作成し、教室に掲示する等により、防災についての意識を高める。

□ 避難訓練を通して、適切な状況判断と冷静な行動を身に付ける。

- 1) 「訓練は実践のように、実践は訓練のように」

## 第Ⅱ部 地震・津波対策

### 3 教職員の研修

◎防災教育の指導力、災害発生時の適応能力、救護処置能力の向上が求められる。

- ・児童生徒へ日頃から防災教育を行い、自ら安全を確保すると共に、お互いに助け合える姿勢を育てるための指導力を身に付ける。
- ・災害が発生した場合は、状況を的確に見極め、児童生徒を安全に避難させるための判断力、対応力を身に付ける。
- ・災害発生時には、状況に応じて被災者の救急処置を施すことができるよう、知識や技能を高める。

□防災に関わる研修の実施

- 1) 校内研修の中に防災や災害発生時の対応を位置付け、計画的に研修を深める。
- 2) 避難訓練においては、目的と役割分担を明確にし、教職員が迅速かつ確に行動できるよう、事前の研修を十分に行う。事後は必ず反省をし、課題を把握し、改善を図る。
- 3) 防災無線の扱い方や携帯連絡メール・ホームページ等の保護者との連絡に関わる研修を行う。
- 4) 消防署などの関係機関と連携し、適応能力を高めるためのより実践的な研修を行う。

□応急救護処置の技能を習得する研修

- 1) 現在行われている「普通救命講習会」や「応急手当普及員講習」を定期的受講し、災害発生時には養護教諭のみならず、他の教職員も適切に応急救護の対応ができるようにする。

#### (教職員研修例) **自分の学校の災害リスクの共通理解を図る**

～千葉市作成のハザードマップを利用して～

行政区毎に、地震の揺れやすさ、家屋の全壊率、液状化の発生、など様々な視点から、市内各地域のハザードマップが作成されています。これらを利用し、全ての教職員で、各学校の災害リスクについて検討してみることが大切です。

(入手法) CHAINS 全庁フォルダ→総務局→危機管理課  
市役所・区役所にもあります。

#### ★視点1 学校が立地しているのは、低地・埋立地・台地？

低地→土地の海拔が低だけでなく、地下には河川による堆積物等が多く、地盤が軟弱なこともあります。地震の揺れが大きくなる傾向があり、家屋の倒壊率も高くなります。沿岸地域では、津波の被害も想定されます。

埋立地→海や池・沼などを人工的に埋め立てています。地下は砂や泥から構成されることが多く、地震の揺れが大きくなる傾向があり、家屋の倒壊率も高くなります。揺れに伴い、液状化現象が発生し、地面に亀裂や段差、陥没、隆起が生じることがあります。沿岸地域では津波の被害も想定されます。

台地→低地に比較して一段高くなっています。地下は、砂や小石、火山灰などが層をなして堆積しています。低地に比べ、地盤は安定し、地震の揺れも低地に比べると小さくなる場合もあります。

#### ★視点2 学校周辺の環境は？

駅に近い→乗降客の多いターミナル駅などが近い場合、災害による交通遮断により多数の帰宅困難者が集中する場合があります。

木造建築の密集→地震による火災が発生した場合、広範囲に延焼するおそれがあります。

工業地域→地震や津波などの災害により、工場の施設が壊れ、原材料や燃料等が流出、拡散するなどのおそれがあります。

## 第Ⅱ部 地震・津波対策

### 4 津波対策について

津波による大きな被害がでた平成23年3月の東日本大震災以来、本市でも津波に対する市民や保護者の不安は高まっています。市の地域防災計画でも、中央区・美浜区・花見川区の沿岸部地域、河川流域などを津波対策地域としています。この地域の学校では、津波被害を想定し、十分な対策を日常から検討・準備しておくことが大切です。

#### (1) 津波警報の種類や広報について

①津波予報区 気象庁は地震発生後3分を目途に津波予報区ごとに警報等を発表します。

※千葉市の予報区は「東京湾内湾」（富津岬西端以北の東京湾）です。

#### ②発表される津波警報等の種類

津波注意報	津波警報	大津波警報（特別警報）
予想される津波の高さが、高いところで0.2～1m以下の場合で災害の恐れがある場合	予想される津波の高さが、高いところで1m～3m以下の場合	予想される津波の高さが、高いところで3mを超える場合

※平成25年3月7日から、新しい津波警報の運用が開始されました。

#### ③本市における津波警報等の広報について

- ・津波警報等の情報を得た場合、市（区）は、広報車、行政防災無線、サイレン等により市民に警報の発表と高台等への避難を広報します。
- ・「ちばし安全・安心メール」により警報等の発表を広報します。

#### (2) 津波避難ビルの指定について

##### ①津波避難ビル指定の目的

- ・津波被害の減災手法の一つとして市内東京湾沿岸地域において、津波避難施設（津波避難ビル）の指定を行い、住民及び滞留者の生命の安全確保を一時的に図ることが目的です。

##### ②津波避難ビルに指定されている市立学校一覧（平成27年4月 現在）

美浜区（小） 15	美浜区（中・高校） 11	中央区 6
磯辺小	磯辺中	生浜西小
磯辺第三小	稲毛高校・附属中	寒川小
稲毛第二小	稲浜中	新宿小
稲浜小	打瀬中	蘇我小
幸町小	幸町第一中	登戸小
幸町第三小	幸町第二中	新宿中
高洲小	高洲第一中	
高洲第三小	高洲第二中	花見川区 3
高洲第四小	高浜中	西の谷小
高浜第一小	幕張西中	幕張小
高浜海浜小	真砂中	幕張南小
幕張西小		
真砂西小		稲毛区 1
真砂東小		稲毛小
真砂第五小		

※沿岸にあっても、施設の構造等により津波避難ビルに指定されていない学校もあります。

※学校適正配置等により、指定が変更される場合があります。

※津波避難ビルでの津波避難者への対応については、別途、指示文書参照のこと。

## 第Ⅱ部 地震・津波対策

### (3) 津波対策地域の学校における津波警報等への対応について

①児童生徒在校時に警報・大津波警報が発表された際の避難場所や対応を想定しておく。

	津波避難ビル指定校	津波避難ビル指定校以外
津波注意報	自校で情報収集 校外学習等で海岸や水路近くにいる場合は、ただちに避難する。	
津波警報	自校の3階以上部分 事前に想定した避難場所	事前に想定した避難場所
大津波警報 (特別警報)	自校の3階以上部分 事前に想定した避難場所	事前に想定した避難場所

#### 《美浜区 幸町第三小学校の例》

- 学校近隣のマンションの管理組合等と協議のうえ、津波警報発表時には、マンションの4階以上の共有部分を児童生徒の避難場所として利用できるようにした。そのための避難訓練を実施している。(Ⅱ-7 実践記録参照)

②津波警報・大津波警報が発表された時の避難場所について事前に保護者に周知する。

- 学校の想定を保護者にお知らせしておきます。特に、津波警報等により、自校3階等に避難した場合は、警報の解除まで保護者への引き渡しができなくなります。この点の周知も重要です。

③津波警報・大津波警報の発表時に自校の3階以上部分等に児童生徒を避難させた場合、警報の解除まで、児童生徒は学校で待機となります。このような最悪の状況を想定した準備や訓練が重要です。具体的には次のような準備等が必要です。

- 児童生徒用の水、食糧、防寒対策用品等の備蓄
- 長時間の学校待機を想定した場合、個別の配慮が必要となる児童生徒への対応策の検討

#### ★★重要ポイント

- 津波警報への対応の基本は、高台など津波時に孤立しない場所への避難です。津波の予想高や到達時刻を考慮し、避難場所を選択することとなります。
- 警報等発表時には、市民や近隣の幼稚園・保育所(園)からの避難もあります。児童生徒数の多い学校では、自校の児童生徒が、3階以上に避難する場合にどれくらいの面積が必要か前もって確認しておくことが重要です。
- 津波避難ビルに指定されていなくても、非常時に市民が避難してくることが考えられます。
- 高台等、自校以外の場所を想定する場合は、全校の児童生徒でどのくらいの時間で移動が可能か十分検証しておかなければなりません。
- 津波警報時等に児童生徒の避難場所として民間施設等を利用する場合、事前に十分協議するとともに合意内容を文書(協定書)にし、引き継いでいくことが大切です。

《実践の記録・・・地域と連携した避難訓練〈幸町第三小学校の取組〉》

1 幸町第三小学校の規模

- ・児童数 810 人（男子 408 人、女子 402 名） 学級数 24

2 地域との連携の必要性と実践内容

校舎は、管理棟、低学年棟は2階建て、中・高学年棟は3階建てで屋上はない。児童数が多いため、津波対策としての校舎上階への避難が難しい。そこで、近隣のマンション理事会（ガーデンタウン）に避難場所としての使用許可をいただく等の協力を得て、23年度から津波避難訓練を実施している。

3 避難訓練の実際

(1) 目的

津波を想定した避難訓練を地域のマンション理事会と連携して実施することにより、緊急時における避難方法や避難経路、避難場所を確認するとともに、状況に応じた適切な行動がとれるようにする。

(2) 実施内容（津波避難の場合）

① 想定

地震による大津波警報発表に伴い、安全を確保するため近隣の高層マンションに避難する。

② 避難場所（ガーデンタウン6箇所）

※右図参照

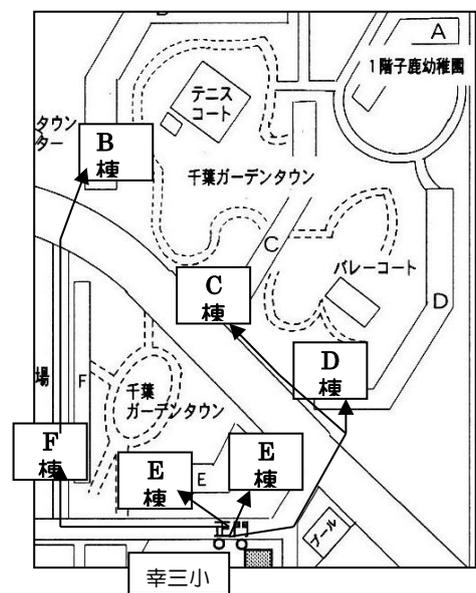
③ 児童の感想

（3年）家族で話し合い、避難するときに必要なものを用意したり、どこに逃げるか地図に書いたりしていこうと思う。

（6年）避難には、人と人が協力しなければならないことが分かった。ガーデンタウンの方に感謝したい。津波警報がでたら、落ち着いてすばやく高い場所に行くことや、避難場所へ行くときは、周りの状況や車に気を付けることも大事だということも分かった。

(3) 成果

- ・ 地域と連携した津波からの避難訓練を行うことにより、自分の身は自分で守る意識が高まるとともに、避難訓練に協力してくれた地域の方々への感謝が、多くの児童から聞かれた。
- ・ 学校外に避難することで、避難時の交通事故にも気を付ける等、広い視点から安全な避難を考えることができるようになった。
- ・ 地域との連携を通し、教職員一人一人の安全への意識が一層高まり、防災に限らず、日常生活における安全指導の重要性についても共通理解を深めることができた。
- ・ 学校の避難訓練を地域住民が参観し、訓練の実施状況から、成果や課題を話し合うことにより、学校と地域が一体となった避難方法の検討や改善につながった。



らせん階段を使っての避難

第Ⅱ部 地震・津波対策

第2節 大規模地震時の初期対応

1 児童生徒在校中に地震が発生した場合の対応

(1) 学習中（部活動中を含む）に地震が発生した場合



	児童生徒	教職員
安全確保	<p>《安全確保行動をとる》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□机の下にもぐり、落下物から身を守る。</li> <li>□慌てて外に飛び出さない。窓や窓際から離れる。</li> <li>□廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。</li> <li>□体育館では、なるべく中央に避難する。</li> <li>□グラウンドにいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、グラウンド中央に避難する。</li> </ul> <p>〈大きな揺れが収まったら〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。</li> </ul>	<p>《安全確保行動指示》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。</li> </ul> <p><b>的確な指示をする</b></p> <p>「頭部を保護しなさい」 「机の下にもぐりなさい」 「机の脚を対角線上に持ちなさい」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□出口の確保に努める。（教室の扉をあける）</li> <li>□使用している火気は消火する。 〈大きな揺れが収まったら〉</li> <li>□ストーブ、ガスコンロ等の火を消す。</li> <li>□電源を切り、ガスの元栓を閉める。</li> <li>□化学薬品等危険が予測される要素を排除する。</li> </ul>
避難誘導	<p>《避難行動をとる》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□防災頭巾等で頭部を守る。</li> <li>□避難の途中で教室等に戻ったり、集団・隊列から離れたりしない。</li> <li>□ガラスの破片でけがをしないように注意する。</li> </ul> <p>□教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。</p> <p>□防寒に努め、冬季は特に避難する際の服装に気をつける。</p> <p>「おさない」 「かけない」 「しゃべらない」 「もどらない」</p> <p>《避難場所に集合する》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□落ち着いて整列し、点呼を待つ。</li> <li>□校内に残された者がいないか、負傷者がいないか、周囲を確認する。</li> </ul>	<p>《避難指示》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□児童生徒の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、引き渡しカード、ホイッスル、防災無線機等を携帯し、児童生徒を安全な場所に誘導する。その際、トイレ、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる児童生徒の所在に十分留意する。</li> <li>□火災が発生した場合、火災場所及びその上層階の生徒の避難を優先する。</li> <li>□落下物に注意し、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。また、寒さに対する配慮をする。</li> <li>□児童生徒の不安の緩和に努める。</li> <li>□避難の際に援助を要する者への対応には十分注意する。（事前に方法を決めておく）</li> </ul> <p><b>的確な指示をする</b></p> <p>「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□点呼し、人員を確認。負傷者の有無を確認。</li> </ul> <p>《安否確認》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□避難後、児童生徒の安否を確認し、報告する。 担任→学年主任→教頭→校長</li> <li>□安全確認した児童生徒は名簿等によりチェックする。</li> </ul>

## 第Ⅱ部 地震・津波対策

### ○避難完了後の動き

学校防災対策本部各班の動き	
総括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>□被害状況を把握する。</li> <li>□役割分担に従って行動を指示する。</li> <li>□児童生徒の保護や下校方法について検討する。</li> <li>□二次避難の必要性について検討する。</li> <li>□市教委に被害状況を報告する。(第Ⅴ部参照)</li> </ul>
避難誘導 安全確認班	<ul style="list-style-type: none"> <li>□消火・安全点検班、救急・救出医療班と連携し、二次災害の危険がない場合、行方不明者の搜索、救出活動を行う。</li> <li>□建物被害や備品等の転倒に巻き込まれた者の救出にあたる。(二次災害に注意)</li> <li>□避難完了後に大津波警報が発表された場合や、液状化現象、土砂崩れ等の危険がある場合には、適切な場所に二次避難を行う。</li> </ul>
消火・安全 点検班	<ul style="list-style-type: none"> <li>□出火を確認したら直ちに初期消火にあたり、延焼を最小限に食い止める。</li> <li>□理科室の薬品類は発火等の危険が大きいため、特に注意する。</li> <li>□校内の被害状況の点検と安全確認、ライフライン等の確認を行う。</li> <li>□地震発生等の場合は、校内や学校近隣、通学路の安全点検を行う。</li> <li>□校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立ち入り禁止の張り紙やロープを張るなど、二次災害を防ぐ。</li> </ul>
救急・ 救出医療班	<ul style="list-style-type: none"> <li>□救出救急医療班を編成し、応急処置にあたるとともに、地域医療救護拠点や医療機関と連携を図り、重傷者の搬送を行う。</li> <li>□避難誘導・安否確認班と連絡をとり、負傷した児童生徒・教職員や校内に運び込まれた負傷者の保護に努める。</li> </ul>
避難所支援 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>□学校が避難所になった場合、学校が避難所として円滑に運営されるよう、避難所担当職員や避難所運営委員会と協力しながら支援にあたる。</li> </ul>



## 第Ⅱ部 地震・津波対策

### (2) 校外学習中に地震が発生した場合

#### 《事前調査で行うこと》

※ 事前調査（下見）を行う際に、危険箇所、地域の特徴、医療機関等の確認を必ず行う。

- ・ 児童生徒の活動場所にがけや、倒壊しやすい家屋、ブロック塀等はないか。
- ・ 津波被害、液状化現象が起きやすい等の特徴はないか。
- ・ 近隣に医療機関はあるか。
- ・ 避難場所に指定されている場所はどこか。

※ 現地で起きた自然災害や事故等についてあらかじめ調べておくことも重要です。

#### 地震発生

	児童生徒	教職員
安全確保	<input type="checkbox"/> 看板、家屋の外壁からの落下物・転倒物・高層ビルの窓ガラスの飛散から身を守る。 <input type="checkbox"/> 古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、倒れた電柱、垂れ下った電線には近付かない。 <input type="checkbox"/> 海岸周辺、河川流域、橋の上にいる場合等には、津波の恐れがあるため、高台など安全な場所へ迅速に避難する。 <input type="checkbox"/> 山間部にいる場合は、山崩れやがけ崩れ、落石が起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。 <input type="checkbox"/> 電車・バス等に乗車中の場合や施設内では、係員の指示に従って行動する。	
避難誘導	<input type="checkbox"/> 落下物から身を守るなど、安全確保を図る。 <input type="checkbox"/> 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 <input type="checkbox"/> 流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。	<input type="checkbox"/> 最寄りの避難場所など、安全な場所に避難誘導し、児童生徒の状況を確認する。 <input type="checkbox"/> 負傷者の有無を確認する。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の不安の緩和に努める。 <input type="checkbox"/> 避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。 <input type="checkbox"/> 学校に被害状況・安否状況を報告する。
救出活動 応急処置	<input type="checkbox"/> 負傷者が発生した場合には、応急救護にあたるとともに、必要に応じて119番通報し、医療機関への搬送を行う。	

#### ○連絡体制の確立

	現地で行うこと	学校で行うこと
災害対策本部 設置 情報収集 伝達	<input type="checkbox"/> 管理職は現地の状況を踏まえ、指揮をとり、引率職員は管理職の指示のもと対応にあたる。 <input type="checkbox"/> 現地の教職員は、携帯電話等で学校に連絡し状況を報告する。 <input type="checkbox"/> 状況によっては、現地の行政機関・消防機関等に状況を伝える。 <input type="checkbox"/> 学校への帰路の状況把握に努め、安全に帰校するための対策を図る。	<input type="checkbox"/> 学校は、携帯電話等により現地における被害状況の把握に努める。 <input type="checkbox"/> 状況によっては、現地に救助・応援のため教職員を派遣する。 <input type="checkbox"/> 保護者にできる限り詳しい現地の情報を伝える。 <input type="checkbox"/> 現地から学校への帰路の状況把握に努め、安全に帰校するための対策を図る。

## 第Ⅱ部 地震・津波対策

### ○高校の場合

現地で行うこと	学校で行うこと
<p>(小・中学校の対応方法と基本的には同様)</p> <p><input type="checkbox"/>原則として、即時行事を取りやめ、生徒の安全確認をした上で帰校する。</p> <p><input type="checkbox"/>宿泊を伴う校外活動時(修学旅行等)の場合は、引率責任者の指示に従い、速やかに学校に連絡する。</p> <p><input type="checkbox"/>引率責任者は、その地域の官公署等と連絡を取り、地域の対策本部の指示に従う。</p>	<p>(小・中学校の対応方法と基本的には同様)</p> <p><input type="checkbox"/>被害や生徒の状況等現地本部と密に連絡をとる。</p> <p><input type="checkbox"/>保護者にはできるだけ詳しい現地の情報を正確に伝える。</p> <p><input type="checkbox"/>現地から直接帰宅する場合は、家庭との連絡と引き渡しを行う。</p>

### ○特別支援学校の場合

現地で行うこと	学校で行うこと
<p><input type="checkbox"/>原則として、即時帰校する。帰校後、児童生徒等の措置は在校時と同様にする。</p> <p><input type="checkbox"/>宿泊を伴う校外活動時(修学旅行・社会見学等)の場合は、引率責任者の指示に従い、速やかに学校に連絡する。</p> <p><input type="checkbox"/>宿泊を伴わない校外活動時(日帰り遠足、社会見学等)の場合は、引率責任者の指示に従い速やかに学校に連絡し、原則として即時帰校する。ただし、交通機関の通行や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は、近くの学校等安全な場所に避難するなど適宜措置をとる。この場合も速やかに学校に連絡する。</p> <p><input type="checkbox"/>活動中の施設(屋内外)の被害状況及び当該施設長の指示等により避難させるかどうか判断する。</p>	<p><input type="checkbox"/>被害状況、児童生徒の状況等、現地と連絡をとる。校長は事後の動きを指示し家庭へ連絡する。</p> <p><input type="checkbox"/>保護者にできる限り詳しい現地の情報を伝える。</p> <p><input type="checkbox"/>現地から直接帰宅の場合、家庭への連絡と引き渡しを行う。</p>

第Ⅱ部 地震・津波対策

(3) 登下校中に地震が発生した場合

地震発生

	児童生徒	教職員
安全確保・避難	<p>□看板、家屋の外壁、高いビルの窓ガラスなど落下物から身を守る。</p> <p>□登下校中に地震が発生した場合には、原則として、学校に向かう（戻る）こととする。</p> <p>□登下校中でも、学校よりも明らかに自宅に近い場合や、途中で他の学校・公民館等の避難場所がある場合などは、学校ではなく自宅や避難場所に避難する。</p> <p>□バス、電車等に乗っているときは、運転手・駅員等の指示に従う。</p> <p>□地震発生時や直後には危険な場所には近づかない。</p> <p>●古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、狭い道路、倒れた電柱、垂れ下った電線、火災現場には近づかない。</p> <p>●崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等からは、速やかに遠ざかる。</p> <p>□流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。</p> <p>□余震が起こることを想定して行動する。</p>	<p>□揺れが収まった後に、通学路の安全と児童生徒の避難状況を確認する。</p> <p>□登校や下校後に避難のため引き返してくる児童生徒に備え、受け入れの準備を行う。</p> <p>※避難誘導・安否確認班や消火・安全点検班など学校防災対策本部の組織を利用し、組織的に実施する。</p> <p>○教職員は事前の計画により通学路に立ち、登下校中の児童生徒の安全を確認する。</p> <p>○学校内に受け入れた後、登校していない児童生徒についての確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭連絡や保護者連絡を行う。</li> <li>・ 避難場所の確認をする。</li> </ul> <p>□児童生徒全員の安否状況を確認する。</p> <p>□状況により、保護者への引き渡しを行うかどうか検討する。</p> <p>□余震が起こることを想定して行動する。</p>
安全確保・避難	<p>○高等学校の場合 (小・中学校の対応方法と基本的には同様)</p> <p>□徒歩・自転車通学生徒は、速やかに身の安全を確保して、最寄りの避難所へ避難する。</p> <p>□公共交通機関利用生徒は、車内放送等をよく聞き、乗務員の指示に従って落ち着いて行動し、最寄りの避難所へ避難する。</p> <p>□生徒は、避難所等へ避難した場合は、家庭及び学校へ居場所等を連絡する。</p> <p>□教職員は、できる限りの手段で家庭と連絡を取り、生徒の安否確認等、情報収集に努める。</p>	
安全確保・避難	<p>○特別支援学校の場合</p> <p>□徒歩通学児童生徒等の通学経路を確認の上、在校教職員は家庭との連絡及びエリアごとに手分けして救援活動及び安否確認を行う。</p> <p>□通学経路により、交通機関の情報収集の上、家庭へ連絡する。</p> <p>□スクールバスへ緊急連絡し、原則帰校させる。</p> <p>□原則、登校途中の場合はそのまま登校、下校途中の場合は帰校させる。</p> <p>□自家用車使用者には、携帯電話により緊急連絡し、状況把握と安全確保を行う。</p> <p>○ライトポート、教育相談学級の場合 ※上記、特別支援学校の対応に準ずる。</p>	

第Ⅱ部 地震・津波対策

2 児童生徒の下校判断、保護や引き渡し

情報収集

≪判断のもとになる情報の収集と児童生徒の保護基準等≫

①発生した災害の状況を把握する（地震であれば震度情報等）

情報源：ラジオ・防災無線・インターネット・テレビ・CHAINS等

基準等：千葉市域に震度5弱以上の地震が発生した場合

②児童生徒の心理的動揺の状況を把握する

情報源：校長が、直接児童生徒の状況を把握する。担任や養護教諭等から状況報告を受ける

基準等：心理的動揺が大きいと判断する場合

③学区や通学路の状況を把握する

情報源：教職員2名程度を単位に、地域別に通学路等の安全点検を実施。その報告を受ける

基準等：周辺の建物に崩落、通学路に陥没、隆起、亀裂等が発生し、下校は危険と判断される場合

④保護者の帰宅に関する情報を把握する

情報源：ラジオ・テレビ・インターネット等、駅に近い学校では、駅への直接照会も必要

基準等：広域で交通網が遮断状態にあり、保護者の帰宅困難が予想される場合

⑤津波に関する情報を把握する（美浜区や中央区・花見川区・稲毛区の沿岸地域等）

情報源：ラジオ・テレビ・インターネット、防災無線・市の広報車等

基準等：東京湾内湾に「津波警報」「大津波警報」が発表された場合

検討

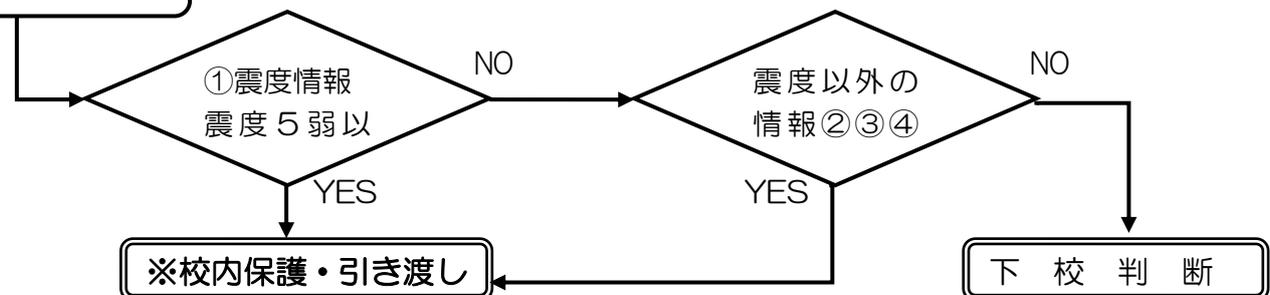
★ 学校は、①～⑤の情報をもとに、児童生徒の保護・下校等について判断します。

★ 震度の情報は保護者にとって最もわかりやすい指標です。例えば、保護者が、市外の職場にいても、千葉市で震度5弱以上の地震が発生したことが分かれば、学校で児童生徒を保護していると判断でき、不要な混乱を防ぐことができます。

★ 震度情報だけで児童の保護や下校を判断するのは危険です。震度4以下の地震が短時間に連続して発生し、児童生徒の不安が大きい場合や都内で災害が発生し、交通機関が遮断されている場合などは、保護者が帰宅困難となるおそれがあり、下校後の児童生徒の安全が保障されません。このような場合も、児童を校内保護・保護者への引き渡しを検討すべきです。

★ 同じ中学校区の小学校で判断が大きく違うということは、保護者の混乱につながります。非常時を想定し、事前に判断基準について確認しておくとともに、災害時にも近隣校で連絡を取り合うことが適切な判断につながります。

判断



★★重要ポイント

※小学校では原則、校内保護・引き渡し。

※中・高・特別支援学校は、あらかじめ保護者と相談した方法で下校させる。

※いずれも事前に保護者に周知が必要。

## 第Ⅱ部 地震・津波対策

### ☆☆児童生徒の保護や下校の判断についてのQ&A

Q 震度5弱以上を判断の基準にした理由はどうしてですか？

A 東日本大震災では、市内で震度5強（中央・美浜・花見川・若葉区）震度5弱（稲毛・緑区）でした。この記録を一つの基準とし、小学生の発達段階を考慮し、震度5弱を判断の基準にしました。

また、防災行政無線による自動警報システムが、震度5弱以上の地震で作動することも参考としました。

Q 近隣の保育所や幼稚園とも連携すべきですか？

A 子どもの引き取りについて考えると、学校だけでなく、幼稚園や保育所で兄弟や姉妹の引き取りをすることも考えられます。

保育所や幼稚園とも日常的に連携し、非常時の下校について話し合っておく必要があります。

Q 災害後に通学路の安全点検をするのは、どんな根拠があるのですか？

A 学校保健安全法27条に、「・・・児童生徒に対する通学を含めた学校生活・・・における安全に関する事項について計画し、これを実施しなければならない。」とあります。

Q 市は、津波警報や大津波警報の情報をどのように学校や市民に伝えるのですか？

A ラジオやテレビ、インターネットでも得られますが、千葉市の防災計画では、広報車、サイレン、防災行政無線、「ちばし安全・安心メール」等により、津波警報や大津波警報の発表を市民に知らせることとしています。

Q 東日本大震災では千葉市に、津波は到達したのですか？

A 震災当日の15:30に東京湾内湾（富津岬より北側の東京湾）に津波警報が発表され、16:34に78cmの第1波が到達しています。最大は93cmを記録しています。

Q 児童を保護し、引き渡しを実施する時に子どもルームの児童はどうするのですか？

A 児童生徒の在校中に災害が発生し、校内保護、保護者へ引き渡しとなった場合は、学校の責任で保護者に引き渡します。

発災の段階で、子どもルームにすでに行っている児童は、子どもルームの責任で保護者に引き渡すことが原則です。

ふだんから教職員と子どもルーム指導員の連携を強化し、非常時の対応について相談しておいてください。特に学校外に施設がある子どもルームとの連携は重要です。

Q 大地震が来て、停電になったら震度情報などは得られないのではないですか？

A 確かに停電になったら、ラジオ・携帯からのインターネット閲覧・防災無線・市の広報車等しか情報を得る手段はありません。

今回の東日本大震災でもラジオが活躍しています。ラジオをすぐに使えるように準備しておきましょう。千葉市に関する情報は、ベイFMからも得られます。

## 下校判断

### ○通常の下校 を判断した場合

#### ★重要ポイント（共通）

- ・下校時に、下校中や帰宅後の安全指導をしてから下校させます。
- ・児童生徒がきちんと帰宅したかの確認連絡が重要です。

#### ★小学校・中学校の指導ポイント

- ・同じ方面の児童生徒でなるべく複数で下校させる。
- ・災害の後であるので、通学路の異常（崩落、陥没、隆起等）に十分注意させる。
- ・危険地域（崖、河川、池、港湾地域など）に近づかないようにさせる。
- ・保護者等が通常どおり帰宅できない場合、学校に連絡させる。

#### ★★ 高等学校の指導ポイント

- ・生徒個々の帰宅経路（徒歩、自転車、バス電車等）所要時間、同伴者等を確認の上、下校させる。
- ・帰宅困難な生徒については、家庭に連絡し、迎えを要請する。その間生徒は待機させる。
- ・家庭と連絡がとれない場合、帰宅に危険が伴うと判断する場合、遠方からの通学者は、無理に帰宅させず、校内で保護する。場合によっては、宿泊させる。その際は、十分な水や食糧等を備蓄しておく。

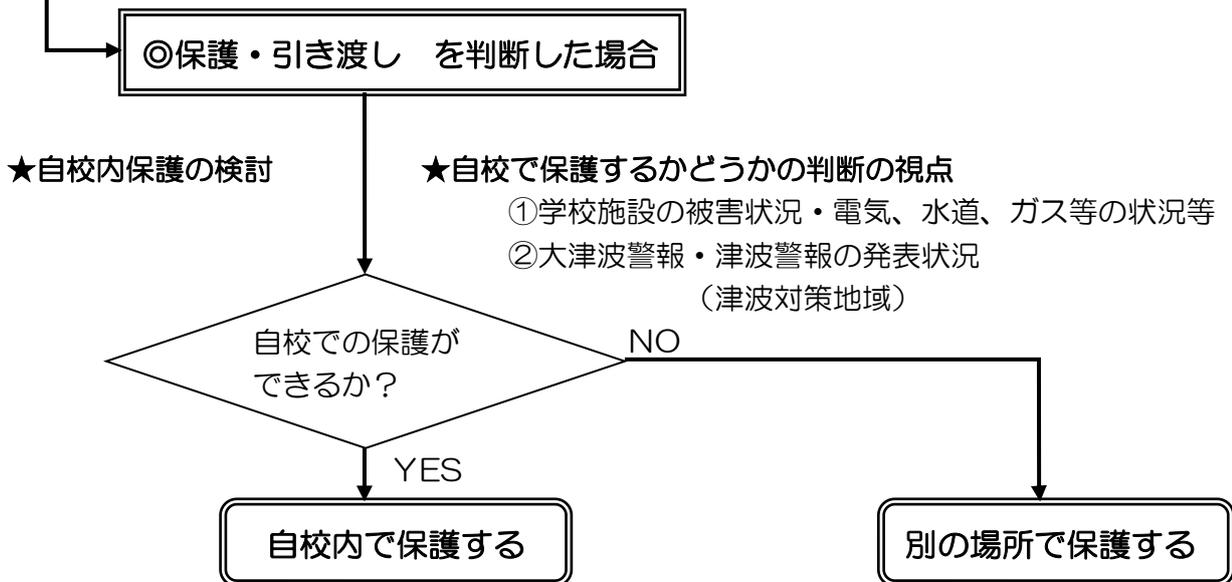
#### ★★★特別支援学校・学級の指導ポイント

- ・自力通学者→高等学校に準ずる。帰宅後、学校か担任に連絡させる。
- ・スクールバス通学者→介助員だけでなく、教員数名が添乗し、保護者に直接引き渡す。保護者がバス停にいない場合は帰校し、校内で保護する。
- ・日中一時支援→施設と連絡し、対応を確認する。

### ◇集団下校 を判断した場合

#### ★重要ポイント

- ・通学路の安全確認が前提です。危険箇所があれば、集団下校の中止・経路変更等の措置を考える必要があります。
- ・複数の教職員で引率のうえ、地域別等に下校させます。
- ・子どもルームの児童については、指導員と連携した後、集団でルームに引率します。
- ・児童生徒名簿（地域別があればなおよい）等をもとに、下校を確認します。保護者等に直接引き渡すことが原則です。
- ・自宅に保護者等がない場合、帰宅後、児童生徒が一人になる可能性があり、危険ですので、学校に引率して保護します。なお、扉等に学校で児童生徒を預かっている旨を張り紙等で保護者に知らせておくことも必要です。



★★自校内保護の留意事項

- ① 引き続き、災害の状況や警報等の発表状況、交通機関の状況等について情報の収集を続けます。
- ② 津波警報や大津波警報が発表されている場合は、体育館・校庭でなく、3階以上の場所で保護します。
- ③ 保護者の帰宅困難等により、児童生徒の保護が長時間に及ぶ場合、児童生徒の健康面に留意するとともに、不安が大きくなるような精神面にも留意します。  
また、このようなケースに備え、帰宅困難児童生徒用備蓄の整備について、検討し、準備しておくことが重要です。
- ④ 児童生徒の保護者への連絡は継続して行います。

★★自校外での保護の留意事項

- ① 火災等による延焼で校内保護ができない場合は、被害を防げる広域避難場所等に避難します。
- ② 津波警報等により、校外に二次避難する場合は、高台、津波避難ビル等が考えられます。どこに避難するかあらかじめ検討しておくことが大切です。  
近隣のビル等への避難については、管理者等との事前協議が必要です。
- ③ ラジオ等の情報収集手段、防災無線、拡声器等の情報伝達手段、引き渡し名簿等の携行が必要です。
- ④ 保護者が学校に児童生徒を引き取りに来ることも考えられます。学校にその旨の掲示をする等の配慮が求められます。

※児童生徒の下校判断後の対応ポイント

- ① 学校の対応を保護者にどのように伝えるかが重要です。
  - ・事前に想定し、保護者に周知しておくこと
  - ・実際の対応を可能な限りの方法で保護者に伝えること
- ② 近隣の保育所(園)・幼稚園・子どもルームに学校の対応をきちんと連絡することが重要です。

## 第Ⅱ部 地震・津波対策

### ★児童生徒の引き渡しについて

#### 《事前の準備》

- 児童生徒を確実に保護者等に引き渡すために、「引き渡しカード」を作成しましょう。  
年度始めに保護者に依頼し、確実に集約しておくことが大切です。
- 引き渡し一覧表（※）を作成しておくことで確実に効率よく引き渡しができます。
- 児童生徒の引き取り者については、両親や祖父母などが想定されますが、中学生や高校生等未成年の兄弟姉妹による引き取りや保護者から依頼を受けた第三者（別の保護者等）の引き取りを可とするかが課題となります。この点については事前に十分な検討をし、保護者にカードの作成を依頼します。また、この点については、近隣の小中学校や子どもルームとあらかじめ相談しておくことも必要です。

#### 引き渡しの手順(小学校を例に)

- 避難完了・人員点呼（安否確認）
- 被害や負傷者の有無について確認 → 市教委・区災害対策本部へ被害状況等の報告
- ↓
- 連絡事項や配布物等を確認し、下校の安全指導を行う。
- ↓
- 学級単位等での引き渡しの開始  
名簿と引き渡しカードを照合し、確実に保護者等に引き渡す。  
引き渡し者一覧表を使って、確実に保護者等に引き渡す。
- ↓
- 保護者の帰宅困難等で、引き渡しが遅れている児童に配慮する。  
引き渡しが遅れている児童を一箇所に集める。
- ↓ ※この間、引き続き保護者に対し、連絡を継続してください。
- 保護が長期化する場合は、健康管理に十分留意する。
- 体調の悪い児童生徒は、別室で休養させる。

### ※ 児童引き渡し 一覧表について

児童引き渡しカード（個票）の作成を保護者に依頼しますが、引き渡し時に個票のままでは、手際良く引き渡しができない場合があります。そこで、カードから、一覧表を作成し、非常時の持ち出し書類（出席簿等）とともに準備しておくことで便利です。

#### 《児童引き渡し一覧表の例》

千葉市立〇〇小学校      〇年〇組      担任 〇〇〇〇

	児童名	引き渡し者	住所	続柄	連絡先	引き取り完了	確認	兄弟姉妹
1	〇山〇夫	1 〇山〇子	千葉市中央区・・	母	090-・・・	9/29 19:50	〇〇	1-2 〇子 3-1 ■一郎
		2 〇山△男	千葉市中央区・・	父	03-・・・			
		3 ☆川★子	千葉市中央区・・	祖母	043-・・・			
2	●本●子	1 ●本花子	千葉市中央区・・・	母	043-・・・			
		2 ●本太郎	千葉市中央区・・・	父	090-・・・			
		3 □崎元気	千葉市稲毛区・・・	伯父	043-・・・	9/29 21:00	〇〇	
3	■川〇代	1 ■川大輔	千葉市中央区	父	090-・・・			

- ・引き渡し者を住所や電話番号で確認することが重要です。
- ・児童を「いつ」「だれに」引き渡したかを記録しておきます。

## 第Ⅱ部 地震・津波対策

### 第3節 東海地震への対応

東海地震は、その発生メカニズムや予想震源域・歴史的資料がある程度判明しており、前兆現象を捉えるための観測・監視体制が震源域真上に整備されていることから、現在日本で唯一予知できる可能性があると考えられている地震です。その予知のために24時間体制で前兆現象の監視を行っています。前兆現象と思われるデータが観測された場合、判定会議が開かれ、東海地震に関連する情報が発信されます。

#### 1 東海地震に関する情報について

##### 東海地震に関する情報

気象庁が発表する情報は3種類。それによって市や学校の対応も異なります。

##### ■東海地震に関連する調査情報

観測データに異常があった場合、変化や原因について調査し、その状況を発表。

→特に防災体制は必要ないが、テレビやラジオの情報に注意！

##### ■■東海地震注意情報

東海地震の前兆である可能性が高まった場合に発表。

→必要に応じ、児童生徒の安全確保対策が必要。

→救急や消防、医療関係機関の派遣準備

##### ■■■東海地震予知情報・警戒宣言

東海地震が発生するおそれがあると認められ、首相が「警戒宣言」を発表した場合に発表。

→地震災害警戒本部が設置される

→危険地域からの避難や交通規制の実施等が行われる

→千葉市の防災計画に従って行動する。

#### 2 情報の伝達

##### ■東海地震に関連する調査情報の伝達

・テレビ・ラジオ等による伝達で、気象庁や県・市等からの情報伝達はありません。

##### ■■東海地震注意情報の伝達

・情報伝達系統は次の通りです。

気象庁 → 千葉県 → 千葉市 → 千葉市教育委員会 ⇔ 学校

・学校への連絡手段は、固定電話、地域防災無線等によります。

・休日夜間等勤務時間外は、電話、メール等により直接校長に伝達します。

・次の情報に注視するよう児童生徒、保護者に伝達することが大切ですが、無用の混乱を招く事のないような留意が必要です。

##### ■■■東海地震予知情報・警戒宣言発表の伝達

・情報伝達系統は次の通りです。

気象庁 → 千葉県 → 千葉市 → 千葉市教育委員会 ⇔ 学校

・学校への連絡手段は、固定電話、地域防災無線等によります。

・休日や勤務時間外は、電話、メール等により直接校長に伝達します。

・警戒宣言が発表された場合は、児童生徒を所定の方法で下校させることとなります。保護者への連絡や事前周知が必要です。

第Ⅱ部 地震・津波対策

3 東海地震に関連する情報発表時の学校の対応

(1) 児童生徒の在校時に情報が発表された場合

発表された情報の種類	教育委員会の対応	学校の対応（例）主として小中学校
■東海地震に関連する調査情報	○情報の収集 ○注意情報発表への準備	○情報の収集
■■東海地震注意情報	○第2配備体制の構築 ○注意情報の発表を各学校に伝達（電話、FAX、電子メール、地域防災無線） ○市災害警戒本部・各学校との連絡調整	○情報の収集 ○注意情報発表後も、原則として平常の教育活動を継続する ○下校時に注意情報の発表や地震発生に備えた指導、地震後の授業再開等について十分指導する ○原則として通常どおり下校させる ○予知情報・警戒宣言発表に備える
■■■東海地震予知情報・警戒宣言	○第3配備体制の構築 ○予知情報・警戒宣言の発表を各学校に伝達（電話、FAX、電子メール、地域防災無線） ○市災害警戒本部・各学校との連絡調整  ○警戒宣言解除の場合、休校措置解除の検討と各学校への連絡	○情報の収集 ○ただちに授業等を中止する ○児童生徒・教職員・来校者に対して、予知情報・警戒宣言発表を伝達する ○警戒宣言発表中、学校は休校となること、再開については連絡する事を保護者に伝える ○児童生徒の下校の方法について、必要事項を保護者に連絡する（Ⅱ-20※1） ○計画に従って児童生徒を帰宅させる ○留守家庭児童生徒は校内保護する ○児童生徒の帰宅後、施設設備の点検、地震被害軽減措置を講じる（Ⅱ-20※2） ○児童生徒の校内保護の準備をする（Ⅱ-20※3） ○学校がとった措置について教育委員会に報告する

★高等学校では・・・

■■東海地震注意情報発表時

- ・情報の収集
- ・原則として平常授業、終業後、完全下校
- ・下校指導（情報の周知、地震発生に備えた対応等について）
- ・保護者への連絡〈QRコード・HP・文書等〉

■■■東海地震予知情報、警戒宣言発表時

- ・情報の収集
- ・授業はただちに中断、生徒への情報伝達
- ・生徒の下校方法や所要時間の確認
- ・交通網の運行状況の確認（最寄駅等への対応）
- ・各学校の指示に従って下校

（状況によっては学校往来）

★特別支援学校・学級等では・・・

■■東海地震注意情報発表時

- ・小・中学校に準ずる。
- ・その後の学校の対応について保護者に連絡する。

■■■東海地震予知情報、警戒宣言発表時

- ・小・中学校に準ずる。
- ・保護者に直接引き渡す。迎えがあるまで校内で保護する。
- ※スクールバスは運行中止
- ※日中一時支援は送迎中止

## 第Ⅱ部 地震・津波対策

### (2) 休日や勤務時間外に情報が発表された場合

発表された情報の種類	教育委員会の対応	学校の対応（例）
■ 東海地震に関連する調査情報	○情報の収集 ○注意情報発表への準備	○情報の収集
■■ 東海地震注意情報	○第2 配備体制の構築 ○注意情報の発表を校長に伝達（電話、メール） ○市災害警戒本部・各校長との連絡調整	○管理職等は警戒体制をとる。（P8 参照） ○情報の収集 ○保護者等からの問い合わせへの対応（注意情報発表期間中は原則、通常日課） ○予知情報・警戒宣言発表に備える
■■■ 東海地震予知情報・警戒宣言	○第3 配備体制の構築 ○予知情報・警戒宣言の発表校長に伝達（電話、メール） ○市災害警戒本部・各学校との連絡調整  ○警戒宣言解除の場合、休校措置解除の検討と各学校への連絡	○管理職等は、職場参集する。（P8 参照） ○情報の収集 ○保護者等からの問い合わせへの対応（警戒宣言発表中は、市内全校休校） ○地震発生に備え、被害軽減措置や避難所開設準備をする（※2） ○学校がとった措置について教育委員会に報告する

#### ★★重要なポイント

※1 東海地震注意情報や予知情報・警戒宣言発表時の児童生徒の下校方法については、あらかじめ近隣の小中学校・保育所・幼稚園等で検討し、保護者に伝えておく必要があります。

※2 予知情報・警戒宣言発表後は、地震の発生が想定されます。

引き続き学校が避難所となることも想定されます。次の項目を参考に被害軽減措置や避難所開設準備をしましょう。

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 避難経路や非常口の点検・確保      | <input type="checkbox"/> 設備・備品の転倒防止、落下防止 |
| <input type="checkbox"/> 放送設備やハンドマイク、防災無線の点検 | <input type="checkbox"/> ガス器具等の出火防止      |
| <input type="checkbox"/> 理科室薬品等危険物の安全措置      | <input type="checkbox"/> 緊急貯水・飲料水の確保     |
| <input type="checkbox"/> 施設設備の点検             | <input type="checkbox"/> ライフラインの確認       |
| <input type="checkbox"/> 情報収集・伝達手段の確保        |  |

※3 保護者引き渡しまで児童生徒を校内に保護することが想定されます。次の項目を参考に、準備を進めましょう。

- |                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 食料や飲料水・毛布の確保 | <input type="checkbox"/> 児童生徒の保護に対応する教職員の配置 |
| <input type="checkbox"/> 保護者との連絡手段の検討 | <input type="checkbox"/> 児童生徒の不安の解消         |

### (3) 学校の対応についての報告

東海地震に関連する情報のうち、注意情報、予知情報・警戒宣言に基づく各学校の措置について報告が必要です。（第Ⅴ部 参照）FAX，CHAINSメール等で報告します。

### 第Ⅲ部 風水害対策

#### 第1節 日常の風水害対策

台風などの風水害は災害の発生時期をある程度予測することが可能です。日常からさまざまな対策や準備をしておくことで被害や不安を減らすことができます。

風水害が予想される場合に備え、次のような項目についてチェックしておくといでしょう。

1 学校施設等の安全対策等	チェック欄
屋上・ベランダのルーフトレン、雨といに堆積物、ゴミ等はないか。排水状態は良いか。	
排水溝や雨水桝に落ち葉、ゴミは、溜まっていないか。	
マンホールのふたに、ずれやがたつきはないか。	
アンテナ・物置等は、しっかり固定されているか。	
外壁に破損、漏水はないか。	
ガラス戸のパッキン劣化、ひび割れ等がないか。	
架空引込線と植物との接触がなく、離隔距離が保たれ、たるみ、損傷等がないか。	
常設消火器、階段、出入口、非常口等を定期的に点検しているか。	
学区内の急傾斜地等、登下校における危険箇所を把握しているか。	
がけ崩れ、河川の氾濫などのため、自校が危険な状況になった場合に避難する広域避難場所を確認してあるか。	
教職員が防災無線の扱い方について熟知しているか。	
災害時の教職員の役割や行動が明確になっているか。	
勤務時間外における非常招集の方法を定め、それが教職員に周知されているか。	
<b>2 児童生徒への事前指導</b>	
児童生徒の避難方法についてあらかじめ指導がなされているか。	
災害時の措置や注意事項についてあらかじめ指導がなされているか。	
<b>3 保護者等への周知事項</b>	
保護者への連絡網が確認されているか。	
保護者との連絡方法が常に確認されているか。	
保護者及びセーフティウォッチャー、放課後子ども教室コーディネーターに対して、年度はじめなど事前に「暴風警報」等発表時における児童生徒の措置の内容が周知されているか。（風水害が予想される前日にも周知徹底する）	

## 第Ⅲ部 風水害対策

### 第2節 風水害時の初期対応

千葉市内に「警報」が発表された場合、各学校においては、児童生徒の安全と保護者の安心を第一に考えた防災対策を講じ、児童生徒の指導及び保護者への周知について十分な配慮を行う必要があります。

#### 《みに・情報》

##### ★警報について

気象庁は、気象業務法第13条に基づき大雨や強風などの気象現象によって、重大な災害が起こるおそれのあるときに「警報」を発表して、警戒を呼びかけます。

#### ＜千葉市（千葉県北西部千葉中央）における警報等発表基準 概略＞

①大雨警報（浸水害）	雨量基準	1時間雨量 50mm
・記録的短時間大雨情報		1時間雨量100mm
②洪水警報	雨量基準	1時間雨量 50mm
③暴風警報	平均風速	陸上20m/s・海上25m/s
④暴風雪警報	平均風速	陸上20m/s 雪を伴う・海上25m/s 雪を伴う
⑤大雪警報	降雪の深さ	24時間降雪の深さ20cm
⑥波浪警報	有義波高	3.0m
⑦高潮警報	潮位	3.8m

※詳しくは気象庁ホームページ「警報・注意報の種類」を参照。

([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/warning\\_kind.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/warning_kind.html))

#### 1 勤務時間内の風水害への初期対応

- (1) 災害対策本部教育部長、区本部及び関係機関から災害に関する情報・連絡（教職員配備、避難所開設等）を受けた場合は、校長は、あらかじめ定めるところにより速やかに教職員に伝達する。
- (2) ラジオ、テレビ、インターネット等により随時地域の被害状況等災害情報の収集に努める。気象情報については千葉市のホームページ（トップページ 防犯防災消防情報→気象情報 注意報・警報）からも得ることができる。
- (3) 児童生徒、保護者等への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮する。
- (4) 状況に応じ児童生徒に対し、適切な緊急避難の指示及び誘導を行う。
- (5) 児童生徒の在校の有無にかかわらず、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会担当課に報告する。
- (6) 各学校の計画に沿い、学校防災対策本部の設置準備をする。災害の状況によっては、避難所開設に向けて準備する。

#### 2 勤務時間外の風水害への初期対応

- (1) 勤務時間外に災害が発生し、市・区本部が当該学校に避難場所を開設することを決定した場合には、校長及び教頭は学校に参集する。
- (2) 避難者の状況に応じて必要な教職員を召集し、区本部と連携し避難所対応等、災害応急対策に協力するとともに、学校施設の管理及び避難所運営協力のための体制を確立する。
- (3) 参集した教職員の職、氏名を確認し、区本部及び教育委員会に報告する。
- (4) 被災した地域等からの避難者があった場合は、区本部に人数、状況等を速やかに報告する。また、避難所が開設された場合は、区本部と連携し、運営に協力する。

### 第Ⅲ部 風水害対策

#### 《みに・情報》

##### ★特別警報について

東日本大震災での津波や平成23年台風12号による集中豪雨では甚大な被害が発生しました。これらの災害では、気象庁が「警報」をはじめとする防災情報により重大な災害への警戒を呼び掛けたものの、危険性が住民や自治体に伝わらず、迅速な避難に結びつかない例がありました。

これを受け、気象庁では、大規模な災害の発生が迫っていることを伝えるため「特別警報」を創設し、平成25年8月からその運用を開始しています。

##### ○気象等に関する「特別警報」の種類と発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※気象等に関する「特別警報」の発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想にもとづいて判断しています。詳しくは気象庁ホームページ「警報・注意報の種類」を参照。

([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/warning\\_kind.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/warning_kind.html))

#### 《みに・情報》

##### ★台風の強さと階級について

階 級	最大風速（毎秒）
強 い	33m/s以上～44m/s未満
非常に強い	44m/s以上～54m/s未満
猛 烈 な	54m/s以上

##### ★強風の影響について

平均風速(毎秒)	影 響
10m/s～15m/s	風に向かって歩きにくい。看板やトタン板が飛ぶ。
15m/s～20m/s	歩くことができない。高速道路での運転は困難。
20m/s～25m/s	しっかり身体を確保しないと転倒する。車の運転は危険。
25m/s～30m/s	立ってられない。樹木が倒れ、ブロック塀が壊れる。
30m/s～	屋根が飛ばされる。木造住宅の全壊がはじまる。

【参考】台風情報については、最新の情報を得る必要があります。

銚子地方気象台ホームページ (<http://www.jma-net.go.jp/choshi/>) トップページのメニューから「防災気象情報」を選択し、さらにその中の「台風情報」を選択すると、気象庁のホームページ「台風情報」(<http://www.jma.go.jp/jp/typh/>) にジャンプします。

なお、表に示した風速は、10分間の平均風速です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍から3倍以上になることがあります

## 第Ⅲ部 風水害対策

### 第3節 風水害時の児童生徒の措置

#### 1 登校前の暴風警報等発表時の措置

- 午前7時の段階で、千葉市内（千葉県全域または、千葉市）に「暴風警報」・「暴風雪警報」・「大雨特別警報」・「大雪特別警報」（以下「暴風警報等」）が継続中の場合、臨時休業とする。
  - ・当日の給食は、この段階で全市一斉に中止とする。
  - ・市立特別支援学校及び市立高等学校（稲毛高等学校附属中学校を含む。以下「高校等」）は、その判断時刻は午前6時とする。
  - ・午前7時以前に登校をしなければならない部活動などの朝練習が計画されている場合については、各学校で前日の下校までに天気予報等の情報を的確に把握し、中止等の判断・連絡をする。
  - ・遠足・修学旅行・体験学習等、原則として延期・中止とするが、目的地には暴風警報が発表されておらず、気象情報や関係機関の情報から、出発を遅らせる措置などを講ずれば安全が確保される場合には、校長の判断により実施することができる。
  - ・この基準による臨時休業については、教育委員会への報告を要しない。
- 午前7時の段階で「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」等が発表されている場合や「洪水・波浪・高潮特別警報」が発表されている場合は、各学校や地域の状況に応じて、校長が適切に措置する。
  - ・この基準による臨時休業や登校時刻の変更等は、所定の方法により教育委員会に報告する。

- 午前7時（「高校等」は午前6時）までに「暴風警報等」が解除された場合は、原則として通常日課となるが、児童生徒の登校にあたっては、気象状況等を十分考慮し、安全を最優先に判断するよう保護者に協力を依頼しておく。

#### 2 登校後の「暴風警報等」発表時の措置

- 登校後に「暴風警報等」が発表された場合、
  - ・小学校では保護者への引き渡しを原則とする。
  - ・中学校では通学路の安全を確認したうえで、集団下校も可とする。
  - ・市立特別支援学校及び市立高等学校（稲毛高等学校附属中学校を含む）においては、暴風の状況に関する情報を常に収集し、最寄りの駅やバス会社との連絡を密にするとともに同じ交通機関を利用する近隣の学校の状況等を把握して、総合的に判断する。
  - ・登校後の「暴風警報」発表があらかじめ予想される場合は、前日までに、引き渡し開始予定時刻や、保護者等が迎えに来校するまで児童生徒を学校に保護することについて、または、生徒を集団下校させることをあらかじめ保護者に周知しておく。なお、登校後の午後に「暴風警報」発表が予想される場合は、下校時刻を繰り上げて対応することも考えられるが、この場合も、下校前に発表された場合は保護者へ引き渡すことを含めて、あらかじめ前日までに保護者に周知しておく。
  - ・当日、引き渡しの実施について、連絡網や携帯連絡メール、ホームページ等複数の手段により保護者に連絡する。
  - ・登校後に「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」等が発表された場合、各学校や地域の状況に応じて、校長が適切に措置する。
  - ・セーフティウォッチャーや子どもルーム、学区内の保育所、幼稚園にも措置の状況を事前に伝える。

### 第Ⅲ部 風水害対策

#### <臨時休業措置等の報告について>

- 1 早急に報告を必要とする場合  
台風・大雪・大雨等により、児童生徒の登下校に支障や危険が予想されるとき
- 2 報告事項  
登校時刻の変更・下校時刻の変更・臨時休業措置
- 3 報告の方法
  - (1)各市立学校は、措置の状況等について学事課に報告する。
    - ・方 法→CHA I N S全庁フォルダ学事課内の所定の入力フォームに必要事項を入力する。
    - ・入力事項→報告者、報告日時、当日の休業の有無、当日の登下校時刻の変更、変更後の登下校時刻、翌日の休業予定、翌日の登校時刻の変更、変更後の登校時刻
    - ・報告時間→午前9：00～9：30 ・ 午後2：00～2：30
  - (2)学事課は各市立学校の措置の状況について取りまとめる。
- 4 その他
  - ①臨時休業をした場合、当該校長は、市小学校及び中学校管理規則第20条、特別支援学校管理規則第5条、高等学校管理規則第23条の規定により「臨時休業報告書」を学事課に提出する。(第V部参照)

### 3 児童生徒の保護・引き渡し

- (1)状況に応じて、保護者への引き渡しを含む、児童・生徒の個に応じた下校方法、翌日以降の休校等、適切に措置する。この場合、高等学校は学事課に、また、小・中・特別支援学校は、校長会地域別部会長に報告する。
- (2)災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努める。この場合、高等学校は学事課に、また、小・中・特別支援学校は、校長会地域別部会長に報告する。

### 4 暴風等非常変災時の特別措置に関わる出欠の扱い

- (1)全校休業措置をとった場合
  - ① 「臨時休業」に該当し、「授業日数」を減ずる。
  - ② 出席簿の扱いは、出欠欄に縦に朱線を入れ、「非常変災のため」と記入する。「備考」欄には記入しない。
- (2)一部休業措置をとった場合
  - ① 同一学年の全学級が、同じ日の「臨時休業」措置をとった場合
    - ア 「臨時休業」に該当し、「授業日数」を減ずる。
    - イ 出席簿の扱いは、出欠欄に縦に朱線を入れ、「非常変災のため」と記入する。「備考」欄には記入しない。

### 第三部 風水害対策

#### ② ある学級のみ休業措置を行った場合

- ア 「出席停止・忌引等」に該当し、「出席しなければならぬ日数」から減ずる。
- イ 出席簿の扱いは、全ての児童生徒の欄に「ト」と記入し、「特欠」の欄にその日数を記入する。また、指導要録においては、「停忌等」の欄にその日数を、「備考欄」に「非常変災」と記入する。

#### (3) 「家庭の判断」という措置（個人が休んだ時）をとった場合

- ① 「家庭の判断」で休ませた場合、「出席停止・忌引等」に該当する。また、「家庭の判断」で登校させた場合は、「出席」とする。
- ② 出席簿の扱いは、該当する児童生徒の欄に、「ト」と記入し、「特欠」の欄にその日数を記入する。また、指導要録においては、「停忌等」の欄にその日数を、「備考欄」に「非常変災」と記入する。

#### (4) 登校時刻の繰り下げ措置、下校時刻の繰り上げ措置をとった場合。

- ① 「出席」の扱いとする。「遅刻」または、「早退」扱いにはしない。

#### 《みに・情報》

##### ★竜巻注意情報について

暴風警報や強風注意報は、台風や低気圧、冬型の気圧配置などにより、広い範囲で平均的に強い風が吹いて災害の恐れがある場合に発表されます。これに対して竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の气象台が担当地域（千葉県など概ね一つの県）を対象に発表します。有効期間を発表から1時間としていますが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報を再度発表します。激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られます。

竜巻注意情報が発表された場合には、まず周囲の空の状況に注意を払います。さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなど、身の安全を確保する行動をとります。また、運動会などの人が大勢集まる屋外行事のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し、早めの避難開始を心がける必要があります。

気象庁のホームページ「竜巻注意情報」（<http://www.jma.go.jp/jp/tatsumaki/>）で関東地方の発表状況を参照。

#### 《みに・情報》

##### ★浸水時の歩行

浸水時に歩ける水の深さは、流れがない場合でも成人男性で水深70cm、女性で50cmとされています。この深さになると児童生徒の保護者への引き渡しは不可能です。また、このような状況では、避難中に側溝や水路、マンホールに転落する危険もあります。無理をせず、高所で救援を待ちます。

## 第Ⅳ部 その他の災害対策

### 第1節 大規模事故災害への対応

地震や台風などの自然災害だけでなく、大規模な事故も児童生徒や教職員の生命を危険にさらす場合があります。各学校では、これまでに示してきた自然災害への対応策を参考に、適切な対応が求められます。

#### Q 市では自然災害以外にどんな災害を想定しているのですか？

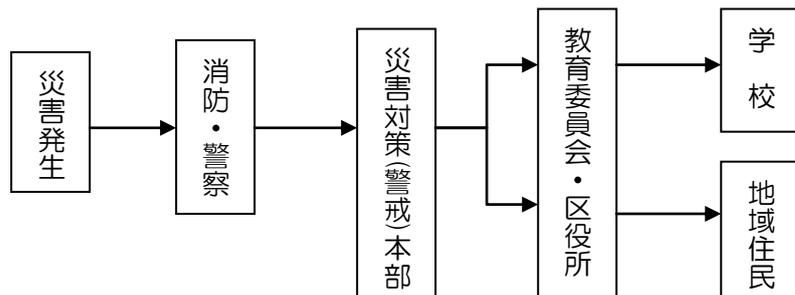
- A 地域防災計画では、自然災害以外の事故災害として次の7つを想定しています。
- どの災害も発生した場合は、多数の死傷者や施設被害が予想されますので、市ではそれぞれ応急対策を定めています。
- 大規模火災（高層建築物の火災・密集市街地火災の延焼・林野火災等）
  - 危険物等災害（危険物、火薬類、高圧ガス等の貯蔵所、取扱所等の事故による火災・爆発・発散・漏えい等）
  - 海上災害（船舶の衝突、乗り上げ、転覆、火災、爆発、浸水等の海難事故等）
  - 航空機災害（墜落、炎上等の航空機事故等）
  - 鉄軌道災害（列車の衝突、脱線転覆、火災等の鉄道事故等）
  - 道路災害（トンネル崩落、橋りょうの落下、斜面や壁面の崩落事故等）
  - 放射性物質事故（放射性物質取扱い事業所等からの放射線放出事故、核燃料運搬中の事故等）

#### Q 大規模事故災害が起きた場合、学校にどんな影響があるのですか？

- A 近隣の住宅や事業所などで発生した火災や爆発が広がり、学校施設や児童生徒に直接危険が及ぶことがあります。また、化学物質の発散や漏えいにより、児童生徒や教職員の健康に被害を及ぼすことも考えられます。
- さらに、近隣で起きた事故災害への応急対策として消火活動や救出活動が行われる場合、学校周辺が「火災警戒区域」「消防警戒区域」に指定され、区域内からの退去を求められる場合があります。この場合は従わねばなりません。

#### Q 大規模災害が発生した場合、学校にはどのように連絡が入るのですか？

- A 学校が独自に災害の発生を知る場合もありますが、原則的には次の系統となります。また、災害の状況によっては校外への避難勧告や命令があることも想定されます。その場合は、消防や警察から直接、学校に連絡があります。



#### 第Ⅳ部 その他の災害対策

##### Q 大規模災害発生時の学校の措置は？

A 最優先は児童生徒・教職員の安全確保です。各学校の防災計画に基づき、適切な避難が求められます。災害の状況により、校外への二次避難が必要な場合は、消防や警察の指示に従い、児童生徒全員の安全確保ができる広域避難場所等に避難することが大切です。

保護者への連絡も重要です。各種メディアによる報道も予想されますので、不安解消や混乱防止の意味からも、携帯連絡メール、学級連絡網等により保護者への緊急連絡が求められます。二次避難の場合、学校に児童生徒を引き取りに来てしまう保護者も想定されます。張り紙等で二次避難の場所を知らせることも必要です。

児童生徒の保護や下校のさせ方の判断等については、地震等の場合を参考にしてください。

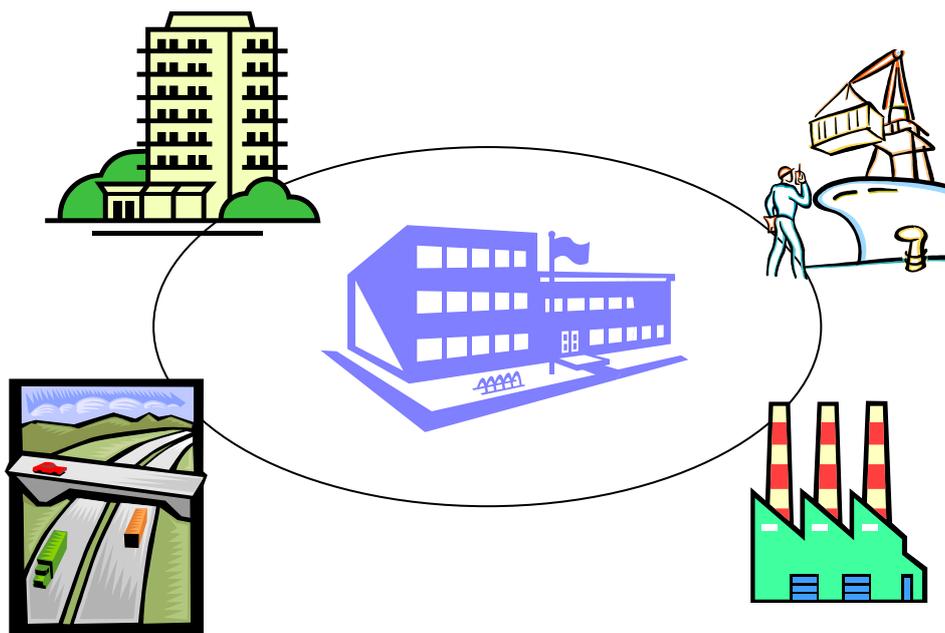
##### Q 大規模事故災害での臨時休業は可能ですか？

A 学校教育法施行規則第63条にもとづき、臨時休業は可能です。災害の状況や学校施設の被害状況等により、授業を行うことが困難であると校長が判断する場合は臨時休業の措置をとります。この場合、同法と千葉県学校管理規則により、「臨時休業報告書」の提出が必要となります。

##### Q 学校ではどんな事前対策が必要なの？

A 住宅密集地、高層住宅、大きな工場、化学物質の工場や貯蔵所、駅や操車場、港湾施設、高速道路、トンネル、林野など大都市千葉市には様々な施設・環境があります。まず、自分の学校の学区地域にどんな事故災害リスクがあるか、想定しておくことも大切です。想定されるリスクに応じた準備・訓練などを積み重ねておくことが重要です。

また、広域避難場所を確認し、学校防災計画の中に位置付けておきましょう。



□Q 避難所の役割は？

■A 災害により住宅を失った人や住宅が倒壊する恐れがある方たちへ、一時的に宿泊場所を提供します。また、交通機関の遮断等により、帰宅困難となった方たちへ、一時的に待機する場所を提供します。

自宅避難している方たちへ、必要な情報や食糧等の物資を提供することも避難所の役割です。

□Q 避難場所と避難所はちがうの？

■A 避難場所とは、ある程度の広さがある一時的な避難地で、市では市立学校等の校庭や公園などを指定しています。

避難所とは、災害等により家屋に被害を受けた住民等が避難し、一時的に生活の拠点とする場所で、市では学校の体育館や公民館、コミュニティセンターなどの宿泊滞在が可能な施設を指定しています。



□Q 広域避難場所とは？

■A 広い範囲の火災の放射熱から身を守る相当な広さのある一時的な避難地で、市では、大きな公園やゴルフ場、大学などを指定しています。

□Q 東日本大震災では、私の学校でも避難者を受け入れましたが、学校には食糧、毛布などの備蓄がなく、区役所に連絡して運んでもらいました。学校に備蓄品をおくことはできないのでしょうか。

■A 市はこれまで、防災備蓄品等については、中学校区の1ヶ所に拠点を設け、防災備蓄品の整備を進めてきました。東日本大震災では、備蓄のない避難所に水・食糧・毛布等を移送しましたが、交通混雑などで長時間かかった場合もありました。この反省を生かし、平成24年度は、各避難所に避難所初動対応用備蓄品として、一定程度の水・食糧・アルミ毛布等を備蓄し、平成25年度には、発電機・間仕切り・トイレキット等の資機材を備蓄します。

□Q 駅に近い学校には、災害時に多数の帰宅困難者が避難してくる可能性があります。市としてどのような対策を考えているのでしょうか？

■A 市は災害発生時に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を、インターネット、駅周辺帰宅困難者対策協議会等において周知徹底し、職場・学校における一斉帰宅の抑制、駅等大規模集客施設においては利用者保護を促進することで、帰宅困難者発生抑制に努めています。

また、指定避難所以外の公共施設等において、帰宅困難者が一晩程度宿泊滞在可能な一時滞在施設の指定について検討しているところです。

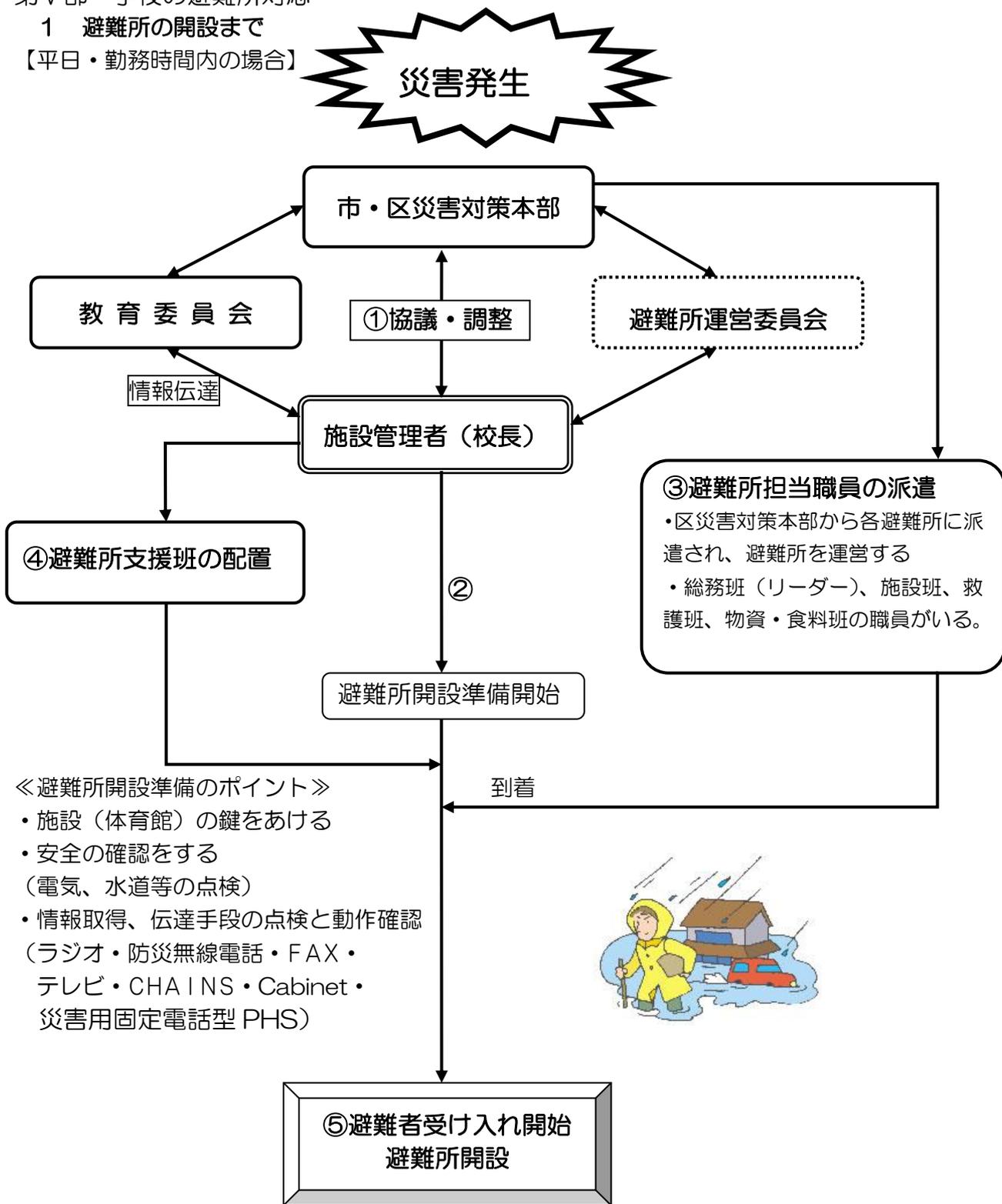
□Q 災害時の情報伝達手段にはどんなものがありますか。

■A 災害時の情報伝達手段としては、地域防災無線が各学校に配備されているほか、電話FAX、CHAINS等を使用します。また、平成25年度から、「千葉県災害情報共有システム」の運用を開始しています。これは、被害状況や避難所情報等の災害情報を一元的に収集・共有するとともに、市民にWEBサイト、緊急速報メール、ツイッター等の多様なメディアを活用し、情報を伝達することができるシステムです。CHAINSのポータルサイトからログインすることができます。

第V部 学校の避難所対応

1 避難所の開設まで

【平日・勤務時間内の場合】

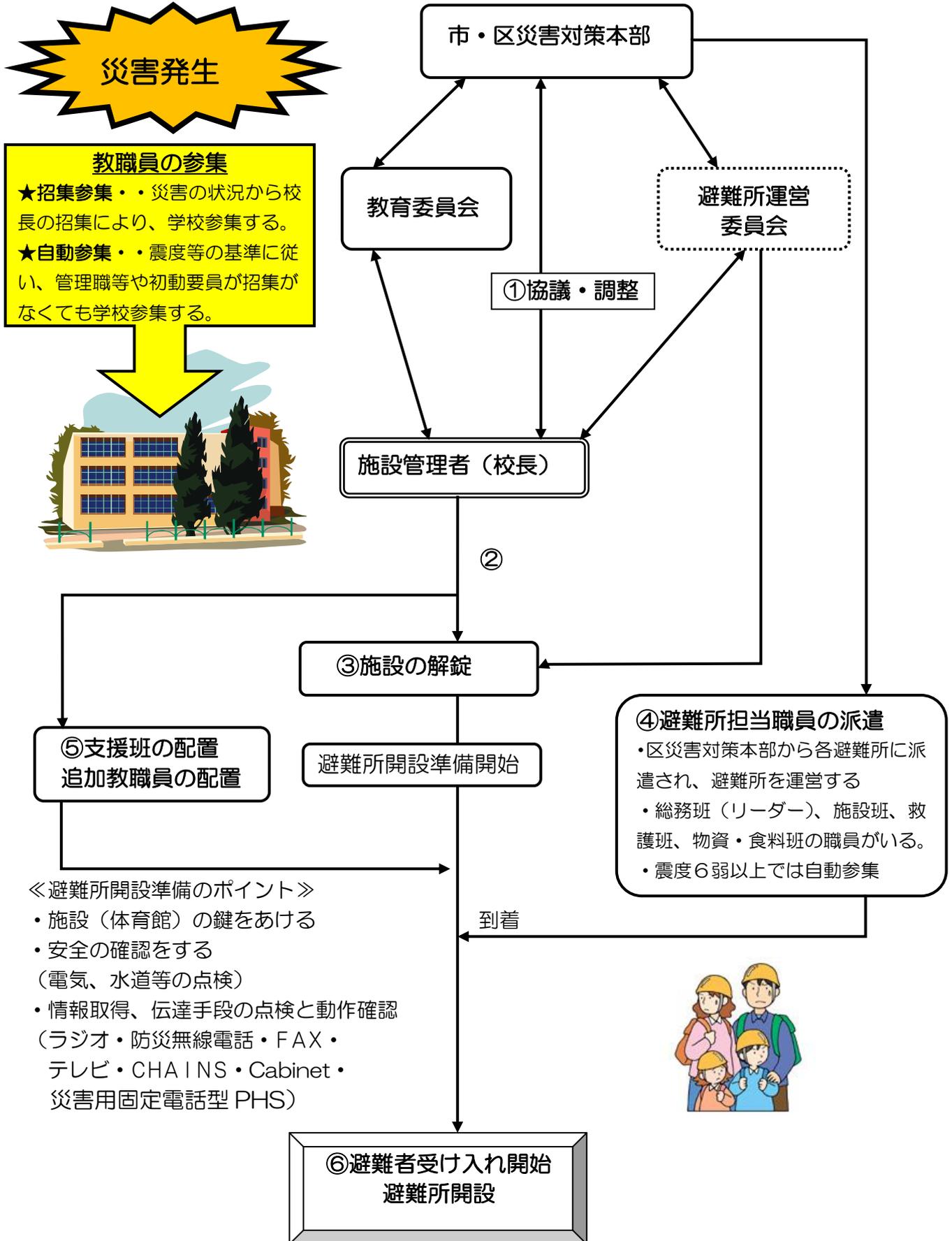


《その他のポイント（東日本大震災での例）》

※災害の状況により、個々の避難所開設についての事前協議が行われなくてもあります。

※事前協議の前に、避難者や帰宅困難者が避難してくる場合もあります。この場合は受け入れることが原則です。

第V部 学校の避難所対応  
【休日・勤務時間外の場合】



第V部 学校の避難所対応

2 避難所の運営について

避難者受け入れ開始  
避難所開設

※ここでは、避難所担当職員を中心に避難所運営がなされる場合について記載しました。市では、地域による避難所開設・運営を行う「避難所運営委員会」の整備を進めています。詳しくは「地域による避難所開設・運営の手引き」参照

★地震等災害発生直後の行動マニュアル（例）

避難所担当職員的主要業務	教職員(避難所支援班)の対応(例)
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所に参集する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・区災害対策本部からの指示による参集</li> <li>・震度6弱以上の地震発生の場合、自動参集</li> </ul> </li> <li>2 避難所の安全確認をする。                             <ol style="list-style-type: none"> <li>①施設の状況確認                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設備の被害、火災、浸水等の有無</li> <li>・ライフライン（電気、水道、ガス等）の状況確認</li> </ul> </li> <li>②通信機器等の状況確認                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話、CHAINS、Cabinet、FAX、防災無線、災害用固定電話型 PHS の動作確認</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>3 避難所施設状況を災害情報共有システム拠点被害速報で区本部に報告する。</li> <li>4 避難所の開設準備をする 避難者収容スペース等の決定、避難所内事務所・避難者受付、避難者カード等の確認と準備</li> <li>5 区災害対策本部に災害情報共有システム避難所状況報告で避難所準備報告をする。</li> <li>6 避難所を開設し、避難者を受け入れる。 避難者カード、負傷者カードを配布し、記入を依頼取りまとめて避難者名簿を作成する。 避難者を可能な限り町内会・自治会ごとにまとめ、居住区域の割り振りを行う。代表者選出を依頼する。</li> <li>7 区災害対策本部に災害情報共有システム避難所状況報告で避難所開設報告をする。</li> <li>8 避難所運営会議を開催する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所担当職員、施設管理者、避難者代表者等で構成</li> <li>・情報の共有や避難所の運営方針、ルール等の確認</li> </ul> </li> <li>9 避難者等に情報提供をする 区災害対策本部からの情報やラジオ等からの情報を整理し、口頭や掲示等により避難者に情報提供する。</li> <li>10 食料、生活必需品の請求、受取、配給 食料、毛布、水などの不足数を確認し、区災害対策本部長に報告する。物資が到着すれば記録し、避難者に配布する。</li> <li>11 避難所の運営状況を区災害対策本部に報告する。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒在校時の場合は、避難者と区別する。</li> <li>・避難所の安全確認については、支援班の協力が不可欠。できれば担当職員の到着前に済ませておきたい。 ※避難所の施設管理に心がけ、必要に応じて所管課への連絡等を行います。</li> <li>・机や椅子等の開設準備に協力する。</li> <li>・教職員は地域住民をよく知っているの、居住区域の割り振りや代表者選出が円滑に進むよう支援したい。</li> <li>・可能であればテレビ・ラジオパソコン等の準備に協力する。</li> <li>・食料、水、生活必需品等の配布に協力する。</li> </ul>

○重要ポイント ※詳しい手順等は「千葉市避難所担当職員避難所運営の手引き」を参照のこと。

※教職員の避難所対応については、避難所の運営が軌道に乗るまでの期間においては、児童生徒に関する業務、本務に支障のない範囲内で避難所の運営業務を行うことになっています。また、学校管理者として、施設の状況を把握することや、避難者が使用する施設を管理する役割があります。

## 第V部 学校の避難所対応

### 3 避難所運営の留意点

#### 避難所の運営

※ここでは、避難所担当職員を中心に避難所運営がなされる場合について記載しました。

#### ★★避難所の運営を円滑に進めるために

災害初動期の避難所運営は、市からの避難所担当職員等によって進められますが、避難所担当職員等による運営だけでは、限界があります。避難所運営を円滑に進めるには、教職員や地域住民の代表者等との連携が不可欠です。

避難所担当職員の主な役割・活動	教職員（避難所支援班）支援例
<input type="checkbox"/> 総務班 ・避難所の代表管理者（避難所運営委員会ができるまで） ・避難所運営会議の開催・事務局 ・区災害対策本部への報告・連絡・調整 ・避難者の受付、名簿の作成 ・地域の安否情報や被害状況の集約と避難者への提供 ・自宅避難者の状況把握 ・ボランティアの要請・受け入れ・管理 ・避難所生活ルールの作成 ・避難所内防火、防犯 ・取材対応等報道機関への対応	・テレビ、ラジオ。パソコン等の準備・設置  ・避難所周辺の巡回
<input type="checkbox"/> 施設班 ・避難所使用スペースの決定、維持管理 ・廃棄物、清掃及び整理整頓 集積場所の指定、清掃当番等の要請 ・トイレの確保及び汚物処理 ・生活水の確保、管理 ・施設修理、生活環境の改善 ・ペットの避難スペース確保、飼育に関する指導	・居住スペース決定の補助  ・プール水利用時の対応 ・施設修理等の補助
<input type="checkbox"/> 救護班 ・応急手当、看護、避難者の健康管理 ・要援護者への支援 ※避難生活に特別な支援が必要な高齢者、障害者等への支援は、代表管理者、施設管理者等と十分協議した上で、校内に福祉避難室を設置し、対応する。（保健室は使用しない。）	・要援護者用スペースへの誘導
<input type="checkbox"/> 物資・食糧班 ・飲料水、食糧等物資の管理、配布、調達 ・炊き出し	・物資配布や炊き出しの補助

#### ○重要ポイント

※避難所の運営については、発災後3日間が重要な期間です。この時期を過ぎると、行政を始めとする支援が始まり、物資やボランティアによるマンパワーも供給され始めます。

※避難所運営も次第に住民の自治によるものになるよう移行されるべきです。住民等による避難所運営組織（避難所運営会議）をつくり、避難所内のルールや役割分担等を定めます。教職員の支援も避難所から次第に教育の再開へとシフトしていくことが必要です。

※避難者用の居住スペースは、基本的に体育館とします。避難者の状況により、避難所の代表者等と協議し、体育館以外の施設（教室も含む）も居住スペースに充当することも想定されます。ただし、校長室・職員室・事務室・保健室・給食室等は本部用とし、居住スペースには充当しません。

## 第V部 学校の避難所対応

### 第2節 学校再開に向けた対応

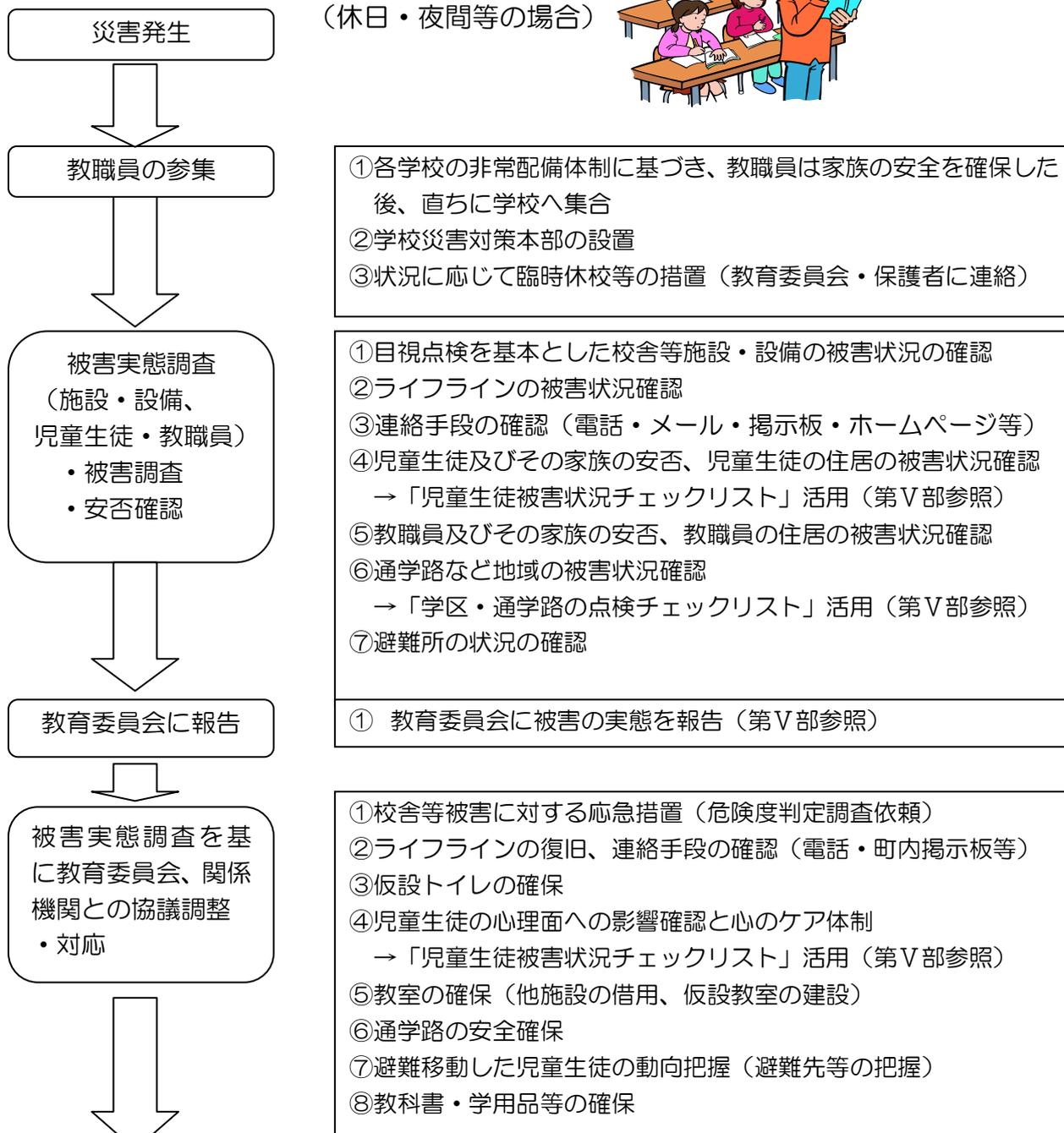
#### 1 学校再開に向けた準備活動

- 学校は、災害発生後3日程度経過した時点から、学校教育再開に向けた準備活動始める。  
(※災害発生後7日間程度で住民対応・避難所支援班の活動から離れることを目安にしたい。)
- 学校は、学校教育再開に向けて必要となる総合的な準備業務を所管する。
- 学校教育再開に向けた準備活動は、住民対応・避難場所支援班の活動に支障のない範囲内で、全ての教職員によって行う。
- 避難住民や地域住民の理解を得ながら進める。



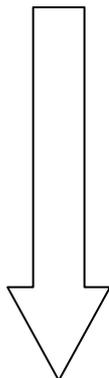
#### 2 学校教育再開に向けた対応の流れ

(休日・夜間等の場合)

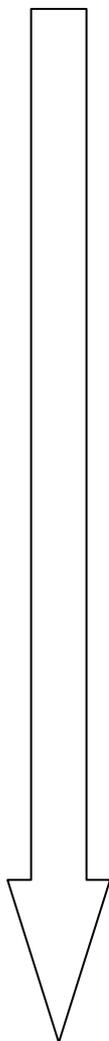


## 第V部 学校の避難所対応

家庭訪問→仮登校



教育再開を目指した  
協議調整・対応



### 【家庭訪問や仮登校の目的や留意事項】

- ①児童生徒の心理面の状況把握
- ②児童生徒のより具体的な被害状況確認（教科書・学用品等）  
→「児童生徒被害状況チェックリスト」活用（第V部参照）
- ③登校児童生徒の確認と学級編制
- ④避難移動した児童生徒の把握
- ⑤保護者への連絡方法の確認
- ⑥通学路の安全指導
- ⑦避難移動した児童生徒の移動先訪問、実情把握（在籍校への復帰時期等）

### 【協議・調整が必要な事項】

- ①施設・設備の復旧、仮設教室の建設
- ②授業形態の工夫（二部授業等）
- ③不足教職員に関する応援体制・配置
- ④教職員が不足する場合の授業対応
- ⑤教科書等の確保
- ⑥学校給食の再開
- ⑦学費の援助、教育事務の取扱い
- ⑧授業再開の日程協議
- ⑨心のケア対策、支援体制
- ⑩学習の場提供
- ⑪欠課授業時数の補充と授業の工夫、学力補充

### 【学校が対応すべき事項】

- ①応急教育計画の作成
- ②転出児童生徒の調査
- ③就学援助が必要な児童生徒等の調査
- ④水道の衛生検査の依頼
- ⑤給食再開に向けての調査
- ⑥心のケアの体制整備
- ⑦保健室の復旧・整備
- ⑧学校再開のスケジュール等について、保護者・避難者に説明

学 校 再 開

## 第V部 学校の避難所対応

### 3 応急教育計画の作成と学習支援

#### (1) 正規の授業再開前の応急教育計画の作成

- 大きなストレスを受けたことが予想される児童生徒の心理面を含めた状況を考慮し、どのような形で授業を再開するのかを検討するチームを作るなど、工夫を図った応急教育計画を作成する。
  
- 作成にあたっては、
  - ・平常時と同様な教育活動が行えない場合も、可能な範囲の教育活動の維持、推進を図る。
  - ・登校する児童生徒等の人数に応じた応急教育を実施する。
  - ・地域の実情を踏まえ、当該学年に適切な応急教育を行う。などの配慮をする。
  
- 児童生徒が集まる場の確保
  - ・通学可能な児童生徒の確認が済んだ後、なお学校教育の再開の見通しがつかない段階でも、再開の一つのステップとして、児童生徒が集まって、安らげる場を設定する。

#### (2) 応急教育段階における学習支援体制構築のポイント

- 児童生徒一人一人のストレス反応等の状況に即した心のケアをすることから始める。
  
- 教室だけでなく屋外で、また、総合的な学習の時間や体験的な学習を実施するなど、創意工夫した授業を実施する。
  
- きめ細かく声をかけ、日常会話の中で支え、個別指導を重視した学習支援をする。
  
- 心のケアを充実させるために、保健室の機能を早期に回復させる。



## 第V部 学校の避難所対応

### 第3節 災害時の心のケア

#### 1 学校で行う災害後の子どもの心のケア

#### 災害時、子どもの心のケアは？

大きな災害が起きたとき、その被害を体験したり見聞きしたりした人びとは、衝撃をうけ、驚き、恐れ、不安に陥るとされます。さらに、災害によっては、津波被害のように一瞬にして街までも失うような災害もあれば、繰り返す余震のように災害の影響が続くこともあるでしょう。そのような状況では、人びとの体に与える負担はさらに大きく、心にも大きな影響があると思われます。

特に、この様な災害時には、子どもには特別な配慮が必要になるとされます。子どもには、先を見通すことが難しいとされますので、災害後の生活に適應することが難しく、ストレスの度合いが高まると考えられるからです。

そこで、災害時における子どもの心のあり様や心のケアについて、お伝えしますので、学校で子どもの心のケアを行う際に、参考にさせていただければと思います。

#### 《災害時における3つのストレス》

- ① 身の危険を感じるような恐怖や、衝撃（ショック）を感じることによるストレス
- ② 大切な人や物、場所や思い出を一瞬にして失うこと（喪失体験）によるストレス
- ③ 生活の大きな変化や、不自由な生活などが継続することによるストレス

このようなストレスにさらされると  
次のような反応が表れます

#### 《災害時におけるストレス反応》

##### ㊦ 体に表れる反応

- ・寝つけない
- ・夜中に目覚める
- ・食欲が出ない
- ・腹痛
- ・頭痛
- ・吐き気
- ・息苦しさ
- ・体がだるい

##### ㊧ 気持ちに表れる反応

- ・とても怖い
- ・不安
- ・イライラする
- ・落ち込む
- ・やる気が出ない
- ・何にも感じない
- ・ひとりぼっちな感じ

##### ㊨ 行動に表れる反応

- ・落ち着きがない
- ・はしゃぐ
- ・怒りっぽくなる
- ・幼児がえり
- ・聞き分けが悪くなる
- ・あまり外に出たがらなくなる

##### ㊩ 考え方に表れる反応

- ・集中できない
- ・ボーっとしている
- ・考えがまとまらない
- ・いきなり、被災時のことを思い出す
- ・災害の時をうまく思い出せない
- ・ついさっきのことを忘れてしまう
- ・自分を責める

\*これらのストレス反応（体や心の変化）は、特別な状況下での「当たり前の反応」です

\*誰にでも起こる自然な反応ですが、反応の強さや表れ方、おさまり方は、人により違います

\*安全で安心できる生活を続けているうちに徐々に（2～3週間程度で）おさまります

《ストレス反応がおさまるための3つの要素》

**安全で安心できる生活**

- ・生活のリズムを整え、できるだけ普通の生活を心がけます
- ・ホッとでき、気持ちがなごみ、安心できるような時間や場所をもちます

**まわりの人との心の絆**

- ・信頼できる人（親や先生など）と一緒に過ごします
- ・遊び、お手伝い、行事等、一人じゃないと感じられるような体験が必要です

**自分のペースで回復していくことが大切です**

《ストレス反応が表れている子どもと関わる時のポイント》

**叱咤激励は逆効果になりやすい**

- ・励ますつもりで、「弱音を吐くな」、「もっと頑張れ」、「早く忘れろ」など言うと、つらい気持ちを表しにくくなり、かえってストレス反応は長引きます
- ・「あなたは助かったのだから・・・」「亡くなった人の分まで・・・」などと言われても、その子にとっての恐怖や悲しみや不安の軽減にはなりません

**子どもの気持ちの受けとめ方**

- ・子どもが安全で安心できる環境で受けとめます
- ・ストレス反応は自然な反応であることを心に留めながら受けとめます
- ・先生自身の言葉で、率直に感じたことや考えたことを話すことも大切です

**専門機関との連携も必要に応じて考えます**

- ・子どもがひどく混乱した状態になっているときや、反応が長引くときは、先生や養護教諭に相談したり、スクールカウンセラーに相談しましょう
- ・なかには、医療機関に相談することが必要な場合があります

《例えば、こんな時どうするの？ 》

**大人が、落ち着いた態度で温かく接することが大切**

- ① 食欲がない
  - ・無理せず、食べられるものを摂りましょう。
  - ・水分をこまめに摂りましょう。
- ② 眠れない、夜中に起きる
  - ・部屋を少し明るくしたり、側に居てあげるのもよいでしょう。
- ③ 体の不調を訴えてくる
  - ・短時間でもよいので、手当てをしながら、話を聞くなどをするだけでも安心します。
- ④ 災害の話を繰り返す（何度でも聞いてあげてください）
  - ・何度も同じ話をされると、聞いている側は嫌な気持ちになったり、話をさえぎりたくなりますが、子どもは話すことでストレスを和らげようとします。

## 第V部 学校の避難所対応

### 2 教職員のストレスとケア

#### 災害時、教職員の心のケアは？

大きな災害に遭遇すると、教職員は「自身が被災者」であるにも関わらず、「児童生徒の支援者」としての役割を優先します。そして、学校は「教育の場」であると同時に、「市民の避難所」としての機能も担うこととなります。災害直後から1週間ほどの教職員の活動を見ますと、概ね次のような対応が想定されます。

#### 災害直後

- 教職員は児童生徒や職員の「安全を確保」しながら「避難誘導」をします。
- 二次災害の危険を避け、負傷者などの「救出作業」や「応急救護」をします。
- 市民が災害を避け学校に退避して来るので、「避難市民の対応」をします。

#### 避難完了後

- 児童生徒の安全確認しながら「下校、保護、引き渡しの判断」をし、対応します。
- 「避難所運営への協力」をします。  
災害直後から避難所の運営が軌道に乗るまでの期間は、本務に支障のない範囲内で運営の協力というより、「運営」を担うことが多いです。特に、ライフラインの不備な状況下では、飲料水の確保や排泄物の処理などを担う場合もあります。

#### 学校再開に向けた活動

- 災害発生から3日程度経過した時点から、教育活動再開に向けて準備をします。学校再開ができない状況の時は、家庭訪問などをします。

このように多様な業務をこなす教職員は、自身では気づかないうちに疲労やストレスを蓄積しています。被災者としての「災害時における3つのストレス」に加え、児童生徒への支援者や市民への支援者としての「支援者としてのストレス」も抱えます。ここでは、「支援者としてのストレス反応とそのケア」についてお伝えします。

#### 《支援者としてのストレス反応》

- ㊦ 「役に立っている」「頼りにされている」と高揚した気分になります
- ㊧ 「自分だけは大丈夫」と過活動になり、自身の疲れに気づきにくくなります
- ㊨ 「怒りっぽくなる」など感情的になり、人間関係がこじれやすくなります
- ㊩ 「忘れっぽくなる」など判断力が低下し、活動に支障がでてきます
- ㊪ 「罪悪感」をもち、自分が通常生活をしていることへの後ろめたさを感じます
- ㊫ 「罪責感」をもち、支援活動が十分に行えていないと自分を責めます

※ これらの反応は、特別な状況下では「当たり前」の反応で「誰にでも起きる自然な反応」ですが、反応の表れ方やおさまり方には、個人差があります。

### 食事、休憩、睡眠、休息日を取りましょう

- ・不眠不休では身体がもちません。体力的に多少の無理がきくのは、せいぜい1週間です。特に、直後からハイペースで仕事をし過ぎると、後で調子を崩してしまう「バーンアウト現象」を起こしやすくなります。

### まわりの人との関係を大切にしましょう

- ・「自分がないと〇〇ができない」と気負うと、仲間と協力した活動が難しくなります。お互いに声をかけ合って協力しましょう。
- ・信頼できる仲間とその日の活動を振り返ったり、体験したことや感じたことを話したり、ねぎらい合ったり、分かち合ったりしましょう。

### 簡単なリラックス法を身につけましょう

- ・深呼吸やストレッチ、入浴やお茶など、ゆったりとした時間を持ちましょう

### 《たとえば こんな時は・・・》

#### 教職員自身の生活のなかで、心配があるとき

- ・まず、心配なことがあれば、解決策を考えましょう  
家族の中に、小さい子どもやお年寄りや病気の方がいる場合は、特に心配が強くなります、一人で悩まないで管理職に相談しましょう。
- ・留守宅の安全や被災状況などで心配が強い時は、精神的な疲れがなかなか解消しません。イライラや無気力になることもありますので、管理職に早めに相談しましょう。

#### 児童生徒が表すメッセージで、どのようなものが大切なのでしょうか

- ・ストレス反応はさまざまです、「災害時の子どもの心のケアは？」を参考にしてください。
- ・災害後では、児童生徒は漠然とした不安感を持ちます。もともと各自が持つ不安定さがこの機会に増大され、いろいろな問題がでてくる可能性があります。
- ・不安を訴えたり、災害の恐怖を繰り返し話したりするときは、話を聞いて不安なことは「そうだね」、「大丈夫だよ」「よく頑張っているね」と受けとめてあげてください。

#### 災害後の学校再開を急いでいるように感じますが・・・

- ・児童生徒は、「学校で友達や先生と一緒にいること」で安心し、学校でいつもの生活ができることが、心の支えとなります。
- ・学校再開は、教育活動の再開であると同時に、児童生徒のこころのケアでもあるのです。

※ 教職員の皆さんご自身の 心身の健康に 気をつけてください

